

厚木市自治基本条例逐条解説

資料編

協働安全部 市民協働推進課

【目次】

1	厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議の提言における考え方	1
2	厚木市自治基本条例（案）策定までの経過	18
3	厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議	22
4	厚木市自治基本条例策定委員会	26
5	厚木市自治基本条例の見直し（総点検）結果（平成26年12月）	29
6	自治基本条例の浸透に向けた提言（平成28年8月）	33
7	自治基本条例だより	42
8	厚木市自治基本条例の見直し（総点検）結果（平成30年12月）	55
9	厚木市自治基本条例の見直し（総点検）結果（令和4年12月）	66

1 厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議 の提言における考え方

厚木市自治基本条例は、厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議からの提言を基に、多くの市民の皆様からの御意見を反映させて、制定されたものです。

厚木市自治基本条例の前文を含めた全ての条文と市民会議の検討段階における考え方との比較ができるように、市民会議から提出された提言書から提言における考え方を抜粋し、掲載させていただきました。

【前文関係】

厚木市で自治基本条例を制定する意義として、次のようなことを決意として表明したい。

(1) わたくしたち市民は、厚木市の主権者として、「豊かな自然」、「歴史に培われてきた文化」など、先人が守り育ててきた様々な「厚木らしさ」を財産として受け継ぎ、活力のあるより良いまちにして、未来に向け次世代に引き継いでいく使命があることを改めて認識する。

(2) 未来に向け次世代に引き継いでいく財産となる「厚木らしさ」として、次の内容を掲げておきたい。

ア 厚木市の豊かな自然

『東丹沢山塊、大山塊礎』などの「豊かな土と緑」、それに育まれてきた『相模川、中津川、小鮎川、荻野川、恩曾川、玉川』などの「清らかな水」と「あまい風（空気）」。厚木市には、こうした豊かな自然が基礎にある。

イ 先人が築き上げてきた自然の恵みを生活に生かす知恵

わたくしたちの先人は、自然の浄化作用、食物連鎖といった自然の循環、里山や川などの自然の成り立ちを学び生かして、厚木市の生活文化を築き上げてきた。例えば、山から切り出された木材をいかだで三川合流の地に集められた「集め木」が「厚木」の語源と言われるように、先人たちは自然を生かした生業を起し、広域的な要衝となる厚木市の地位を築き上げてきた。

ウ 先人が築き上げてきた平和を希求し人を尊ぶ文化

また、わたくしたちの先人は、自由民権運動発祥の地として民主主義の礎となる気風を築いてきた。その気風は、米軍基地が広範囲を占める神奈川県の中核地区にあっても、市内に基地を持たない平和なまちとして、平成5年に制定した「国際平和と核兵器廃絶を求める都市宣言“あつぎ”」にうたわれる「平和を希求する精神」に代表される。そして人を尊ぶ文化を財産としてわたくしたち市民に残した。

エ これからの活力に満ちた厚木市を築いていく様々な現在の資源

(ア) 自然の循環を守り生かす自然との共生社会への息吹

- ・ 水、緑や土、空気などの自然環境資源は、これからの観光・産業・エネルギー資源としても貴重な資源となる。
- ・ 限りある資源を循環させる再資源化のシステム、自然エネルギーを活用する都市生活の工夫や新たな産業の創出、農業を始めとする地産地消による食の自給率の向上など、様々な市民活動の息吹がある。

(イ) 交通の要衝となる厚木市の地位を生かした新たな都市の機能

- ・ 広域的な交通の要衝としての地位を生かして、今日、市内には、駅周辺の商業やIT産業を始めとする産業機能、多方面に幅広い人材を輩出する大学などの研究機能などが立地する。
 - ・ これらの新たな都市機能は、様々な市民活動や行政活動との連携など厚木市の自治に積極的に取込むことにより、厚木市の活力（元気）を支える経営資源として、更なる発展が期待できる。
- (ウ) 「人」としての尊厳を守り、隣人を愛する豊かな地域社会
- ・ 「平和を希求する」精神、人を尊ぶ厚木市の文化は、今日、「おせっかい」で「頑固」な厚木市の市民の気風を育んできた。
 - ・ 人間は誰も一人では生きていけない。お互いを思いやり支えあってこそ「人」であり、隣人を愛することが「平和」へとつながる。
 - ・ 「おせっかい」で「頑固」な気風は、「人」としての尊厳を守り、隣人を愛する、誰もが笑顔で暮らし続けられる豊かな地域社会につながる。
- (3) わたくしたち市民の使命を達成するには、21世紀の新たな地方分権時代の厚木市を切り開く意志を持って、日本国憲法が保障する「市民の意思に基づく自治」の実現に向けて、市民一人ひとりが主体的に行動していく。そのためには、厚木市の自由民権運動の流れをくみ、「人を大切にする心」、「互いの個性を認め合う心」、「人と人との絆を大切にする心」を尊び、「平和を希求する」市民の意識を基礎とし、市民一人ひとりが個人として尊重され連帯する地域社会を発展させていく努力をしていく。
- (4) さらに、わたくしたち市民と、その信託（信頼関係を基礎に、自らの役割を委任すること）を受けた議会、市長が、自治の担い手として役割を分担し、それぞれが自立した役割を果たし、市民が安全で安心して暮らせる、活力に満ちた厚木市を築いていくため、お互いに「共通の目標」を定めて協力、すなわち「協働」していく。
- (5) これらの「自治の基本理念」の実現に向けて、市民、議会、市長、執行機関が、互いの立場を認め合い、協働のまちづくりを進める必要がある。協働のまちづくりのルールとして、市民の権利と責務、議会の役割と責務、市長及び執行機関の役割と責務、それらを実現するための基本的な仕組みを定めることにより、市民、議会、市長、執行機関が互いにそれぞれの責任を果たし、市民が主体となって厚木市の課題を自ら解決できる自治の確立が可能となる。
- (6) 厚木市の市民、議会、市長、執行機関が、自治に関連する行動の拠り所、すなわち行動規範となるよう、自治基本条例を制定する。

【第1条関係】

この条例では何を定めるのか、具体的に簡潔に示す。

- (1) 自治の基本理念等に基づき、自治の担い手となる市民、議会、市長、執行機関が、どのような考え方で厚木市の自治を進めていくのか、自治の進め方の基本ルール（自治の基本原則）を明確にすること。
- (2) 市民主権を基本として、自治の基本原則に基づき市民、議会、市長、執行機関が、それぞれ厚木市の自治においてどのような役割を担うのか。厚木市の自治における市民の権利

と責務、議会、市長、執行機関の役割と責務を明確にすること。

(3) 自治を推進する上で、市民、議会、市長、執行機関がお互いにどのような関係を持って協力し合うのか。自治の基本原則及び市民、議会、市長、執行機関の役割を実現するための基本的な仕組みを明確にすること。

(4) 市民生活の基礎となる豊かな地域社会をどのように築いていくのか。厚木市の地域コミュニティの役割を明確にし、市域の地域における市民自治の基本的な考え方や仕組みを明確にすること。

【第2条関係】

(1) 自治基本条例は、『自治の最高規範』と表現されることが多いが、この「最高」・「規範」という意味を、市民にわかりやすく表現する。

＊「最高」とは… 市民を主権者とした全ての厚木市の自治の担い手が「最も尊重すべき」条例であり、「他の条例の礎」となるものであること。従って、他の条例は、この条例の趣旨と「整合」を図ることが求められること。

＊「規範」とは… 罰則を伴わない理念的な「守るべきルール」という意味合いを持ち、全ての厚木市の自治の担い手が、このルールを尊重した行動に取組みながら、より一層厚木市にふさわしいものとなるよう発展させていくべきものであること。

(2) この条例は、厚木市が定める最も尊重すべきルール（最高規範）である。分野別の基本条例、個別条例は、自治基本条例の目的を実現するための条例として位置付けられていることを明確にする。

(3) また、他の条例の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例との整合を図るものとする。

【第3条関係】

(1) 「市民」の定義について

- ・ 厚木市に関わる人は、国籍を問わず「市民」である。
- ・ 厚木市内の施設（養護施設等）に通所する人については、「市内において事業や活動を行う個人」として「市民」に含まれるものとする。

(2) 「自治」の定義について

「自治」の言葉の定義は、文字通り「自分や自分たちに関することを自らの責任において解決すること」であるが、自治基本条例においては、「地方自治体（市）の運営の担い手（市民、議会、市長、執行機関）が、国の関与を受けずに、自らの地域（厚木市の区域）の運営を、担い手（市民、議会、市長、執行機関）の責任において行うこと」、すなわち「自治体運営の形式（かたち）」を意味する。

(3) 「まちづくり」の定義について

まちづくりとは、「だれもが『住みたい』、『住み続けたい』と思えるまちを実現するために、市民や市などが、お互いの違いを認め、尊重し、支え合いながら責任と役割を分担し、協力し合いながら課題に取り組んでいくこと」である。

また、まちづくりとは、「街路や公園、建物といったまちの形や環境を創造するばかりではなく、産業、経済、文化、人づくりなど生活の根幹を構成するあらゆる要素も含めた暮らしそのものの創造をいい、活力に満ちた魅力ある厚木市を築くための取組み全般」をいう。

(4) 「地域コミュニティ（条例では「コミュニティ団体）」の定義について

「コミュニティ」とは、「地縁社会」・「地縁による共同体」という意味で、「人と人とのつながり」を基礎とした「組織・集団」がコミュニティである。地域には自治会に限らず、地域住民が自主的に作った様々な組織・活動団体があり、これらを総称して「地域活動団体」とする。非営利活動団体（NPO法人を始めとするNPO）については、法人格を持つかどうかに関わらず、すべて地域コミュニティに含まれる。

【第4条関係】

市民、議会、市長、執行機関が、お互いに共通の目標とする「自治のかたち」とはどのようなものか。次のことを厚木市の「自治の基本理念」として共有したい。なお、「自治の基本理念」は、市民、議会、市長、執行機関が、市の政策を判断・決定していくにあたっての根本的な判断基準として重視するものである。

(1) 人と人との絆を基本とする自治（輪）

- ・ わたくしたち市民は、人を尊ぶ市民・地域社会の感性にさらに磨きをかけるよう、「感性豊かな人間性」を育み、「自ら考え行動する市民」として自立を目指す。
- ・ 民間企業や学校などの公益法人も、厚木市民として自治に積極的な役割を担う地域社会を築く。
- ・ わたくしたち市民は、安心して子どもを産み育てることができ、年をとっても障がいをもって、最後まで人としての尊厳が守られながら「笑顔」で生きることのできる地域社会を目指す。

(2) 協働を基本とする自治（和）

自然の循環（環）、人と人との絆（輪）を基礎に、わたくしたち市民同士、市民と行政、行政と議会など、すべての自治の担い手が、お互いを尊重し合う対等の立場から協働し、自らの役割を果たす。そして 21 世紀の新たな地方分権時代の自治の実現を目指す。

(3) 自然の循環を基本とする自治（環）

- ・ わたくしたち市民は、厚木市の自治の基礎として、厚木市の「豊かな自然」の価値を再認識し、四季を通じて美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちの郷土を守る。
- ・ わたくしたち市民は、自然の成り立ちを学び生かした、先人の生活文化を受け継ぎ、さらに新しい都市機能を融合させ、自然の循環、自然と人間生活の共生を基本とする、安全で安心して暮らせる「自然との共生社会」を目指す。



市民会議では、基本理念を三つの「わ」で表し、議論を進めました。

【第5条関係】

この条例の趣旨に基づき、自治の担い手となる市民、議会、市長、執行機関が、どのような考え方で、お互いの関係を築いて自治を進めていくのか。自治の進め方の基本ルール（自治の基本原則）を明確にする。

厚木市における自治の基本原則として、次の諸点を掲げる。

- (1) 市民自治の原則
- (2) 参加の原則・協働の原則
- (3) 情報公開・情報共有の原則
- (4) 説明責任・意思決定の明確化の原則

(1) 市民自治の原則

「住民自治」は、憲法の「地方自治の本旨（日本国憲法第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。）」の解釈の一つで、『地方公共団体を住民の意思と参加に基づいて運営する』という基本的な考え方である。

自治基本条例では、この住民自治を改めて厚木市の自治において解釈し、厚木市の自治を進める基本的な考え方として、次の「市民自治の原則」を明確にする必要がある。

ア 厚木市の自治の主権者は市民であること。

イ 自治の主権者である市民が、厚木市の課題に対して、一人ひとりが責任を持って、主体的に行動することが自治の基本であること。

ウ 自治の主権者である市民から信託（信頼関係を基礎に、自らの役割を委任すること）された議会、市長は、市民の意思と参加に基づき市政を運営することが自治の基本であること。

エ 自治の基本は、市民に身近な地域で課題解決することであること。

オ 「自然の循環（環）を基本とする自治」を目指し、市民、議会、市長、執行機関は、自然との共生を常に意識し、主体的な行動と市政運営を行うこと。

(2) 参加の原則・協働の原則

現状では、自治の担い手である市民、議会、執行機関がそれぞれ別々に活動しており、相互の関係が切れている。まかせっぱなしや、単独判断に陥らないよう、自治の担い手同士の関係を、切れた点線の状態から実線の「輪」としてつながるよう、自治の基本原則として「参加の原則」と「協働の原則」を明確にする。

ア 参加の原則

- ・ 「市民自治の原則」を実現するためには、議会、執行機関が本来の役割を果たすよう、市民の議会や執行機関への参加を一層進めるとともに、市民活動への市民、議会、市長、執行機関の参加など双方向の参加を進めていく必要がある。
- ・ こうした双方向の参加を進めていく中で、市民、議会、市長、執行機関が互いにそれぞれの役割を理解・尊重し合い、対等な立場を確立していく必要がある。

イ 協働の原則

- ・ 相互理解、対等の立場を確立する中で、市民、議会、市長、執行機関が、自治の担い手としてそれぞれ自立した役割・責務を果たし、協力し合う「協働」の関係を築き

上げていく必要がある。

- ・ 市民参加と協働の基本的な考え方として、「行政サービスだけに依存しないこと」、「地域住民が力を合わせて、身近な生活圏を単位とした課題の解決」を図ることが必要である。
- ・ 協働を進めるために重要な基本ルールとして、目的の共有、相互理解、対等の関係、自主・自立の尊重、情報公開・情報共有の各ルールを確立していく必要がある。

(3) 情報公開・情報提供の原則

参加、相互理解、協働を進めていくには、市民、議会、市長、執行機関が、それぞれの確な情報を公開・提供し、お互いに情報を共有することが不可欠である。

(4) 説明責任・意思決定の明確化の原則

参加、相互理解、協働を進めていくには、政策等の企画・立案、実施、評価、改善に際して、市民、議会、市長、執行機関が互いにそれぞれの情報提供や意見・提案に自ら責任を持つ必要があり、その説明責任があることを明確にする。この原則は、議会、市長、執行機関のみならず、市民にも求められる。

市長、執行機関が政策等の企画・立案の段階で行う市民の参加手続は、「市民意見提出手続（パブリックコメント制度）」や「審議会等への公募市民の参加制度」等があるが、例えば、各年度に実施しようとする大型プロジェクト（事業）について、市長、執行機関が実施を決定するにあたって、市民が参加できる双方向の仕組みが必要である。

【第6条関係】

市民は皆平等であるため、市民が持つすべての権利は、公平・平等に守られるべきである。なお、外国人や障がい者については市民に含まれるため、権利を区別する必要はない。また、権利性については、自治基本条例は理念条例であるため、権利の救済性には言及せず、個別の条例により対応する。

(1) 安全・安心に生活する権利

安全・安心に生活することは、市民が市民として生活する上での前提として守られるべきである。

(2) まちづくりに参加する権利

その上で、市民は、まちづくりの主体の一つであるため、まちづくりに参加する権利がある。

また、市民の誰もがまちづくりに参加する権利を有する以上、参加する機会は平等に与えられることが必要である。

まちづくりに参加する権利とは、市民が主体となつて行う活動はもちろんであるが、「3 自治の基本原則 (1) 市民自治の原則 ウ」に示されている「議会、市長は、市民の意思と参加に基づき市政を運営すること」において、市民が参加する権利を持っているということである。

具体的には、まちづくりについて知ること、また、それらに対して意見を述べること、提案することなどにより、まちづくりに参加することができる。

- ### (3) まちづくりに参加することで得られた個人情報
- が、不適切に使用されてはならない。また、まちづくりに参加することは権利として守られるべきだが、参加することが義務とは言い切れないため、参加しないことで不利益を被らないことも大切である。

【第7条関係】

- (1) 市民は、まちづくりに参加する権利があると同時に、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参加することが必要である。
しかし、参加することができない場合も想定されるため、「参加する」ことではなく、「参加するよう努める」ことを責務としている。
- (2) 市民がまちづくりに参加するにあたっては、それぞれが自由な立場で自由な意見を述べるのが重要であるが、無責任な発言・行動をしてはならない。
- (3) 市民は行政や行政から委託されている事業者のサービスが無償で受け、それが当然という風潮があるが、本来、サービスに相当する金銭的・実労働的な負担を負うべきである。

【第8条関係】

子どもは市民に含まれるが、生存、発達、成長の過程で特別な保護と援助を必要とするため、市民の権利・責務とは別に「子どもの権利・責務」の項目を設けることとした。

- (1) 「子ども」とは、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」で定められている一般的な国際基準に従い、「18歳未満」の市民とする。
- (2) 子どもは市民に含まれるため、市民が持つ権利・責務を有する。
- (3) (1)、(2)に加え、子どもの保護及び調和のとれた発達のために、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に示されている四つの柱の権利が必要であり、自治基本条例の中でもこれらについて明記する。

【第9条関係】

- (1) 厚木市内に事業所を持つ事業者の他に、事業目的で一時的に厚木市を訪れる事業者も「自治基本条例上の市民」の一人として、市民の自覚を持った行動をすることが必要である。
そのため、市民の責務に加え、さらに事業者としての責務を負うべきであり、「事業者の権利・責務」を設けることとした。
- (2) 厚木市に事業所を持たない事業者であっても、厚木市に関わる「自治基本条例上の市民」に含まれるため、まちづくりに参加する権利等、市民の権利を有する。また、事業者は、市民に含まれるため、当然、市民の責務を負う。
- (3) 特に厚木市内に事業所を持たない事業者は、厚木市の地域社会の一員であることを認識し難いが、一時的にでも厚木市内で事業活動をしている間は、市民として地域社会を構成する一員である。さらに、事業者も、厚木市内に居住している市民と同じように地域社会を構成する一員だという認識を持ち、市民と一緒にまちづくりを行うことが大切である。
- (4) 事業者は、事業活動をするにあたり、周辺の環境との調和を図ることが重要である。
(1)、(2)に留意することにより、事業者も厚木市内に居住している市民と一緒に、暮らしやすいまちづくりの実現に寄与することが必要である。

【第10条関係】

- (1) 議会は、市民の代表であることを自覚し、自主的に活発な活動を行い市民の期待に応えるよう努めることが大切である。
- (2) 議会は、議論を重ね本市の意思を決定することが重要な役割であるが、それだけではなく、市政が適正に運営されるよう監視・けん制する重要な役割を持っていることを十分に認識すべきである。
- (3) 議会は、市の予算（市民の税金）を有効に活用するためにも積極的に調査研究を行い、より良い活動に生かすことが求められる。また、必要に応じて市民や専門家、地域コミュニティの知見を生かすことも必要である。
- (4) 議会は、市民、市長、執行機関とともに「協働によるまちづくり」を担う一員である。そのため、「協働によるまちづくり」の推進のために、議会は、市民の意思を把握し、それらを政策に的確に反映することが求められる。
- (5) 議会について、現在でもインターネットや市議会だより等により、ある程度の情報提供は行われているが、より積極的な市民への説明や情報提供を行うことが求められる。議会は、公の場であるため公開を原則とすべきであり、現在も公開されている。また、非公開にする場合にはその理由を市民に明示することが必要であり、その理由が市民に認められなければ公開することが求められる。
- (6) 議会は、議会改革を進めるために、自ら議会基本条例等、別途条例の制定に努めることが求められる。また、制定にあたっては、次の事項に留意することが必要である。
 - ア 市民の意思が、より議会に反映されるよう議会審議過程への市民参加に努める。
 - イ 議決権の重要性を踏まえ、議決対象の拡大に努める。
 - ウ 議会及び議員の政策形成能力を高めるため、議会事務局の政策法務の遂行能力の向上に努める。
 - エ 議会改革に先立ち、議員一人ひとりが上記提言内容のような意識を持ち、積極的に議会改革を進めるよう努める。

【第11条関係】

- (1) 市民から信託されている議員は、その立場を十分に自覚し、市民の信託に応えるべく、公正かつ誠実に職務にあたることは当然必要である。
- (2) 議員は、市民の代表として、「市の将来を見据えた視点」、「会派を越えた視点」など「総合的な視点」に立って活動することが大切である。
- (3) 議員は公人であるため、閉会中においても、常に審議能力及び政策提案能力の向上に努めることが必要である。
- (4) 議会だけでなく議員も、市民のための議員、市民に選ばれた議員であることを自覚し、その活動や考え方について市民に説明することが求められる。ただし、議員の主な役割は市民に説明することではないため、主な責務である議員活動に支障をきたさないことは重要であるが、可能な範囲で積極的に市民に説明することが望ましい。

【第12条関係】

- (1) 市長は、市民から信託されていることを自覚し、公正かつ誠実に市政運営にあたるのは当然のこととして必要である。市長が替わることで、この条例で定める自治の基本理念及び自治の基本原則が継続されないことがあってはならない。市長は、自治基本条例が厚木市の最も尊重すべきルール（最高規範）だということを認識し、その理念を継承することが必要である。
- (2) 市長は議会に提案する内容だけでなく、その検討経過についても市民に説明することが必要である。
- (3) 市長は、市民参加・協働のまちづくりを進めるために、市民が政策等の各段階に関わることができるような機会をつくる必要がある。
- (4) 市長は、就任時や年度初めの市政運営の計画だけでなく、各年次に、実際にどのような事業をどの程度実行したのかという達成状況を、市民に説明することが必要である。

【第13条関係】

- (1) 執行機関は、公的な組織として公正かつ誠実に市政運営にあたるのは当然のこととして必要である。
- (2) 執行機関が市民への説明責任を果たすことは、市政に関する情報を共有し、市民参加・協働を進める上で不可欠である。
- (3) 現在の執行機関は縦割りになりがちだが、今後は「執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮」することが必要である。
- (4) 市民参加・協働のまちづくりを進めるために、市長と同じく、執行機関についても、市民が政策等の各段階に関わることができるような機会をつくる必要がある。

【第14条関係】

- (1) 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚して職務にあたることが求められる。
- (2) 刻々と時代は変化しており、それに伴い市民ニーズも多様化している。そのため、自治基本条例を市民のために生かすには、市職員一人ひとりがこれまで以上に、意識改革をして職務にあたる必要がある。

【第15条関係】

自治の基本原則、自治における市長及び執行機関の役割・責務を踏まえ、市長、執行機関の市政運営（行政運営）の基本的な考え方を明確にする。

【第16条関係】

- (1) 総合計画（基本構想—基本計画—実施計画）（※）は、厚木市のすべての計画・事業の基本となる計画であることを明確にする。現在は総合計画の策定が先行しているが、総合計画は、あくまでこの条例の趣旨にのっとりつくるものであることを明確にする。
※ 現在は、「第9次厚木市総合計画（あつぎ元気プラン）」

- (2) 総合計画の中で「基本構想」は地方自治法（第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。）の規定により策定に際して議決を要するが、「基本計画」、「実施計画」については明確な規定がない。基本構想及び基本構想に基づき策定する基本計画、実施計画の総合計画としての位置付けを明確にする必要がある。
- (3) また、法令等に基づき策定される各種の計画についても、総合計画との整合、計画相互の体系化を図っていくことを明確にする。

【第17条関係】

- (1) 市長は、市民にわかりやすく説明する責任を果たすことができ、行政運営における企画・立案、実施、評価、改善のサイクルによる効率的で透明性の高い行政運営を行うことができる組織形成と市職員の意識形成が必要である。
- (2) 市職員は、市民にとって自治の重要なパートナーである。市職員一人ひとりの能力、培ってきた知識を「行政のプロ」として手腕をふるえるよう、適材適所の人事配置、能力向上は欠かせない。民間企業では、社員の育成が企業の利益の成否に直結するが、行政はそうした利益追及の目標がないので、市職員の育成目標を明確にし、モチベーションをあげる仕組みが必要である。また、市職員が仕事をする際には、現場に足を運び、市民との意見交換を行い、市民活動に参加するなど、常に市民ニーズを捉える姿勢を持つことが重要である。

【第18条関係】

- (1) 行政評価は、現在、各年度に実施した事務事業について、決算時点で市職員による内部評価が行われているが、本来は、評価の結果が次年度の事業計画や事業手法の改善につながるように、事業計画時点及び実施過程で行われなければならない。
- (2) 評価の方法についても、市職員自らの行政内部での振り返り評価も重要であるが、執行機関を外部の目で客観的に評価することも必要である。
- (3) また、評価の結果をどのように計画・事業の改善に生かしていくのかが重要である。
- (4) 評価結果については、評価結果の計画・事業の改善への反映結果を含めて、市民にわかりやすく公表する必要がある。
- (5) 市職員が自らの仕事の成果を評価するに際して、現場に足を運び、市民との意見交換を十分に行うなど、自らの仕事の成果を市民に説明する責任を持つことが重要である。

【第19条関係】

市長、執行機関が、自立した市政を継続して推進するためには、財政運営を行う際に基本となる指針が必要である。健全な財政運営を行う上では、貴重な市民の税金等を財源としていることを認識し、公共の福祉の充実のため、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努め、合わせて安定的な財源確保に努めることで、自立した財政運営を目指すことが必要である。

【第20条関係】

- (1) 執行機関は、市民や地域コミュニティと連携しながら、あらゆる危機を想定した危機管理体制を講じることが必要である。
- (2) 市民は、あらゆる危機に対し、行政に頼ってばかりではいけない。今後は、市民自らが危機意識を持ち、執行機関や地域コミュニティとの連携、協力を図りながら自助・共助に努めることが必要である。

【第21条関係】

情報共有とは、次のような特性を持つものであり、自治の基本原則に基づき、「情報共有」の仕組みを明確にする。

- (1) フィードバックできる、双方向性があること。
- (2) 同じ情報を市民すべてが閲覧することができること。
- (3) 互いがその情報を理解できるものになっていること。
- (4) 情報が適切に保管され、迅速に提供できるようになっていること。

【第22条関係】

- (1) 個人情報の保護は、市民の基本的人権を守る主旨から重要である。一方で、個人情報の「保護」と「利用」の適切なバランスを図ろうとする「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」の主旨からみて、いわゆる「個人情報保護への過剰反応」がみられる。これらのことを踏まえて、個人情報の「保護」と同時に、災害時の要援護者対策や日常的な福祉活動などにおける個人情報保護法のルールに沿った適切な「利用」の必要性を明確にする必要がある。
- (2) このため、市民、議会、市長、執行機関は、「個人情報の保護に関する法律」の内容について正しく理解を深める必要がある。
- (3) 議会、市長、執行機関は、個人情報保護法に基づく「厚木市個人情報保護条例」を遵守し、市民の基本的人権（個人の権利・利益）を守るため、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じる。
- (4) 「厚木市個人情報保護条例」は、個人情報保護法に基づき、議会、市長、執行機関の個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めたものであり、市民活動における個人情報の保護に関する具体的なルールまで定めたものではない。個人情報保護法の主旨について正しい理解を市民に広め、市民活動における時流にふさわしい個人情報保護制度を模索する必要がある。

【第23条関係】

法令遵守の対象を市職員だけではなく、自治の担い手すべてに広げ、市政の公正性や透明性確保のため、あえて規定とする。法令遵守は、あたりまえのモラルであるが、そこから逸脱する人は厚木市にも存在しうる。改めてここで法令遵守に関する誓いを立てる。

【第 24 条関係】

地方分権による新しい考え方で、従来、国と地方自治体の主従関係に対して、地方自治体は、国と対等の立場で、自己責任・自己決定の原則のもとに、自治体独自の課題解決に向けて条例を制定し、法令を解釈しようという取り組みである。

【第 25 条関係】

市長、執行機関が、行政運営において行う処分及び指導等の根拠は、市の条例で明確にする必要があることを定める（厚木市行政手続条例の根拠となる事項を定める）。

【第 26 条関係】

- (1) 市長、市職員は、市民からの日常的な「苦情」・「要望」等をたらい回しにせず、それらを真摯に受止め、適切に対処する姿勢を持ち、行動することが重要である。
- (2) 「苦情」とは、市民が何らかの不利益を被って発生するものが多く、その原因を追究し、関係者による解決及び再発防止のための手法が必要となる。また、「要望」は、個人の利益を追及するものや、苦情を解決するためのものが「要望」となっている場合もあり、内容の分析による個別対応が求められる。いずれの場合も、市民への速やかな回答が求められ、対応経過やその結果の履歴保存及びその公表の仕組みが必要である。
- (3) 市民の「苦情」・「要望」等に対して、執行機関がこれらを共有し、適切に応答できる仕組みが必要である。これらは、「苦情」・「要望」等の受付・対応窓口の一本化や対応履歴や対応結果など、市職員だれもが検索・閲覧できるシステムはコンピュータシステムで構築することもできる。

【第 27 条関係】

行政サービスへの市民からの苦情等の多くは市職員が対応できるものであり、基本的には市職員が対応すべきであるが、市職員では対応できない問題への対処について、オンブズマン制度等の仕組みの検討が必要である。

【第 28 条関係】

日常的に市民から寄せられる「意見」は、提案者が説明責任を持つ市政への提案として、「苦情」、「要望」とは異なるものと捉え、行政の計画・事業の改善に反映させる仕組みをつくる必要がある。

【第 29 条関係】

- (1) 厚木市パブリック・コメント実施要綱が現存するが、手続対象を、
 - ①総合計画その他の重要な基本計画の策定又は変更
 - ②市の基本的な制度や方向性を定める条例の制定または改廃としているので、その対象範囲を法令の「規則」や「規程」等に広げるとともに、「市民

会議」を始め、多様な市民参加の機会、市民からの意見・提案の場を設けることを明確にする。

(2) 基本構想、基本計画、実施計画という総合計画のそれぞれの計画の役割、計画の策定における市民、議会、市長、執行機関の相互の役割について、行政運営の基本原則に照らし合わせて明確にする必要がある。

(3) 行政運営の最上位計画として、総合計画策定においては、多様な市民の参加と協働が欠かせない。市民意見提出手続（パブリック・コメント制度）など、確実に市民が参加でき、市民の意見・提案を取り入れられるシステムづくりが必要である。基本構想を実現するための基本計画、それに基づく実施計画についても、多様な市民の参加により時代の変化に対応できるよう検討を加え、策定する必要がある。

(4) 総合計画策定においては、地域ごとに異なる課題に対応できるよう、地域コミュニティにおける意見・提案を反映させることも重要である。

【第30条関係】

特に、市民生活に重大な影響を及ぼす事業等については、十分な時間をとって市民参加を進め、市民が十分納得して事業等が実施できるようにすべきである。

【第31条関係】

既存の「審議会等の設置及び運営に関する要綱」、「審議会等の委員公募要綱」を踏まえ、執行機関への市民参加の一つの仕組みとして、審議会等への市民参加の考え方を明確に位置付ける。

【第32条関係】

(1) 地域コミュニティは、協働によるまちづくりを推進するにあたり、まちづくりの重要な担い手である。

(2) 市民は、まちづくりの重要な担い手としての地域コミュニティを守り、育てることが大切である。

(3) 地域コミュニティ活動（地域のまちづくり）に参加することは義務ではないが、積極的に参加するよう努めることが重要である。

【第33条関係】

(1) 厚木市では、地球温暖化や少子高齢化等の社会の変化に伴う様々な課題解決のため、NPO法人等の市民活動団体が重要な役割を担ってきた。地域の課題に対しては、「地区コミュニティ組織」が中心となって協働を進め、解決を図っていくが、地域を越えた課題（例えば、河川の環境改善や里山保全など）に対しては、関連する自治会等の地域活動団体、課題に対して専門的なノウハウを持つ市民活動団体と執行機関が協働して解決を図っていく必要がある。そこで、執行機関は、市民活動団体の自主的・主体的な活動を尊重し、理解を深め、

支援を行っていく必要がある。

(2) 執行機関は、課題ごとの協働を進めるために、横断的な体制づくりを進めるとともに、市民活動団体との協働の仕組みを整えていく必要がある。

(3) 特に、協働を進めるために重要な「協働の基本原則」（「目的の共有」、「相互理解」、「対等の関係」、「自主・自立の尊重」、「情報公開・情報共有」）を、自治基本条例に基づく個別条例を策定し、その中で位置付けていく必要がある。

【第 34 条関係】

(1) 国から地方へ権限移譲が進む中、市が行う行政に市民が関わっていく必要が生じている。そのためには地域の中で、市民が自分たちのことは自分たちで進めていくための組織が必要である。厚木市では、現在、地区市民センターを中心に行政と市民の協働が進んでいる。そこで、地区市民センター区域を基礎にして、地区ごとに、行政と市民、地域コミュニティが協力してまちづくりを進める組織をつくることを提案する。

(2) 地区コミュニティ組織が活性化するためには、一部の人だけが活動を担うのではなく、市民に開かれた組織である必要がある。地区コミュニティ組織の主要なメンバーとして、市民個人が地区コミュニティ組織に参加する際の窓口として、自治会の役割は今後ますます重要になる。自治会の活動を活性化するためには、自主的な自治会運営ができる環境整備を進めるとともに、執行機関から依頼された業務だけではなく、地域の課題に対応した自主的・主体的な活動（安全・安心・美化）を実施できるようにしていく必要がある。

(3) 執行機関は、地区市民センターの充実を図る中で、地区ごとの協働を進めるための横断的な行政の体制を整え、地区コミュニティ組織に対して以下のような支援をする必要がある。

【第 35 条関係】

(1) 地区コミュニティ組織ができて、組織が活性化するには中身が大事である。そのためには、地域で自治を担う人材育成が不可欠である。そこで、市民参加・協働に対する市民、市職員等の意識を高める仕組みをつくる必要がある。

(2) 市民は、地域の中で市民同士のつながりを強めて、コミュニティ活動に対する市民の関心を高めていく必要がある。

(3) 市民参加・協働による市民自治が行われる社会を実現するためには、子どもの頃から、地域の活動に参加できることが重要である。そのため、子どもたちが、自分自身や家族を好きになり、他人を思いやる心を持ちつつ、地域の活動に積極的に参加し、発言することができるよう、家庭や学校のみならず、地域社会全体で取組まなければならない。

【第 36 条関係】

(1) 住民投票制度は、4年に1回の選挙では市民の意見を市政に正しく反映できない場合を想定して地方自治法に定められた、直接民主制に基づく条例制定請求によって実施可能な制度である。また、厚木市における市民の自治意識を高めるためにも現時点では必要な制

度である。そこで間接民主制を補完する制度として自治基本条例で位置付ける必要がある。

(2) 住民投票制度を自治基本条例に定める方法としては、個別型と常設型がある。個別型であると、市議会によって否決されると、必要な署名を集めても住民投票が実施できなくなるので、常設型の住民投票制度とすべきである。

(3) 制度要件については、自治基本条例で定めるのではなく、別に条例を策定して定めていくが、以下の点に留意すべきである。

ア 請求方法について

常設型の場合、住民投票の実施について議会の議決が必要ではなくなるので、個別型よりも、請求に必要な署名数を多くする必要がある。

イ 投票資格について

投票資格者の年齢、永住外国人を含めるかなどの検討にあたっては、時代にあった適切なものとすべき。

ウ 実施時期

住民投票に関する費用を抑えるため、直近の選挙と同時に行う方法も検討すべき。

【第 37 条関係】

(1) 広域連携の意義は、『①拡大した生活圏に対して、市単独では解決が困難な課題を国、県、他の市町村と協力して解決し、市民サービスを促進していくこと』、『②災害時の協力関係を築くこと』、『③人口減少の中、自治体としての差別化を図るために、他市の人から好かれる、魅力ある厚木市をアピールすること』にある。

(2) 広域連携は、市民にとってその内容や意義が分かりにくいので、それらを市民に分かりやすく示す必要がある。

(3) 広域連携は、執行機関が主体となって進めてきたが、市民が主体となった連携を執行機関がサポートする方法も位置付ける必要がある。（自主防災組織間の連携など）

【第 38 条関係】

(1) 市民は、この条例の実効性を確保するため、市民と市職員等で構成する「自治基本条例推進委員会」を設立し、市民の視点から、この条例の適正な運用と推進状況を点検する。

(2) 市長は、この条例の推進状況について「自治基本条例推進委員会」へ、毎年度報告しなければならない。

(3) 自治基本条例推進委員会は、この条例の運用等に関し、市長に意見を述べるとともに、提言を行うものとする。

【第 39 条関係】

(1) 自治基本条例の最も尊重すべきルール（最高規範）という性格から、厚木市の社会経済情勢の変化等に応じて、この条例の内容が最高規範にふさわしいものかどうかを「見直し」していくことが必要である。

- (2) この条例の「見直し」のあり方について、『条例は、一旦制定してしまうと、市民から条例「改定」を働きかけるのは容易ではないことから、市民が条例の改定が必要かどうか「見直し」ができるように規定を設ける必要がある。』、『自治の最高規範として、市長や議員が替わるたびに「改正」されるようなものであってはならない。』という考え方がある。つまり、厚木市の自治の担い手が、自治の最高規範としてこの条例を尊重する中で、「改正」が必要かどうかを、市民参加により「見直し」する機会を持つことを明確にしておく必要がある。
- (3) また、この条例の「見直し」の時期については、「必要に応じて見直す」という表現では見直し時期が判断できないので見直しは定期とし、市長や市議会議員の任期が4年であることから、任期中に一度は見直しを行うことにする。
- (4) 見直しに当たっては、自治基本条例推進委員会からの意見を聴くなど、市民参加により行わなければならないことを明確にしておく必要がある。

【第40条関係】

この条例は、自治の最高規範として、市長や議員が替わるたびに「改正」されるようなものであってはならないという考え方から、この条例の「改正」を行う場合には、この条例の制定に際して行った市民参加手続を行うことを明確にしておく必要がある。

2 厚木市自治基本条例（案）策定までの経過

平成20年6月～7月

新総合計画、都市マスタープラン及び自治基本条例に係る市民説明会を開催

自治基本条例の制定に向けた取組を広くお知らせし、条例制定の意義などについて理解を深めていただくために、平成21年度に策定した「第9次厚木市総合計画～あつぎ元気プラン～」と「厚木市都市マスタープラン」の概要の説明とあわせ、「新総合計画、都市マスタープラン及び自治基本条例に係る市民説明会」を6月29日・7月5日・12日・19日の4日間、市内8会場で開催し、市民661人が参加されました。

平成20年6月～7月

「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」メンバーを募集

厚木市自治基本条例の制定に向け、市民の立場から条例内容の検討を行う「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」メンバーを平成20年6月15日から7月23日の期間で募集しました。



平成20年8月

「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」を発足



平成20年8月6日、募集で集まった35人の市民により「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」を発足しました。

市民会議のメンバーは、ボランティアで参加され、平成21年8月の市長への提言に向け、会議を毎月2回、夜間に開催し、市民の立場から自治基本条例に盛り込みたい内容の検討が始まりました。

平成20年9月

「平成20年度自治基本条例フォーラム～みんなで語る自治基本条例～」を開催

自治基本条例に対する理解を深めていただき、条例制定の機運を高めるために、平成20年9月27日、厚木市文化会館小ホールで「平成20年度自治基本条例フォーラム～みんなで語る自治基本条例～」を開催しました。

当日は、山口道昭氏（立正大学法学部教授）による基調講演と小林常良厚木市長、白鳥光洋氏（多摩市民・多摩市自治推進委員会委員）、瀧見ひろ子氏（市民会議メンバー）による座談会が、出石稔氏（関東学院大学法学部教授・市専門委員）の進行により行われ、市民410人が参加されました。



平成21年6月

「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」が市民意見交換会を開催

「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」がそれまで検討してきた内容をお知らせし、多くの市民の意見を提言に反映させることを目的に、同市民会議の主催により、平成21年6月13日・27日の2日間にわたり、市内4会場で市民意見交換会が開催され、市民201人が参加されました。



平成21年8月

「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」が小林市長に提言



「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」が発足後、49回の会議を開催し、1年以上にわたる検討の成果を「提言書」としてまとめ、平成21年8月24日小林市長に提出しました。

平成21年9月

「平成21年度自治基本条例フォーラム～みんなでつくろう“まちづくりのルール”～」を開催

「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」の企画・運営により、市長に提言した内容を広くお知らせし、市民間での提言内容の共有を図るとともに、条例制定の機運を更に高めるために、平成21年9月27日、厚木市文化会館小ホールで「平成21年度自治基本条例フォーラム～みんなでつくろう“まちづくりのルール”～」を開催しました。当日は、市民会議メンバーから提言の内容が報告され、その後、提言に込めた思いが語られ、市民240人が参加されました。



平成21年10月

「厚木市自治基本条例策定委員会」に小林市長が諮問



平成21年10月23日、小林市長が「厚木市自治基本条例策定委員会」に対し、自治基本条例に規定する内容について諮問しました。

同策定委員会は、学識経験者や市民活動団体の役員など15人で8月3日に発足しました。策定委員会では、市長からの諮問を受け、市民会議からの提言を基に自治基本条例に規定する内容の検討を行いました。

平成22年3月

「厚木市自治基本条例策定委員会」が小林市長に答申

平成21年10月23日に小林市長から諮問を受け、同策定委員会では二つの分科会を組織し、分科会を含めた17回の会議を開催しました。

「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」が市民の立場でまとめた提言について、専門的な立場から分かりやすさなどの視点で検討を進め、平成22年3月11日に小林市長に答申書を提出しました。



平成22年5月

厚木市自治基本条例（素案）に対するパブリック・コメントを実施



厚木市自治基本条例（案）の策定に当たり、多くの市民の意見をお聴きし、寄せられた意見を条例（案）に反映させるため、「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」からの提言や「厚木市自治基本条例策定委員会」からの答申など、これまでの検討過程を踏まえ条例（素案）を作成しました。この条例（素案）について、平成22年5月1日から31日までの期間でパブリック・コメントを実施し、市民38人から117件の意見が寄せられました。

また、パブリック・コメントの実施に合わせて、5月16日・19日・21日・24日の4日間、市内4会場で条例（素案）の説明会を開催し、市民78人が参加されました。

平成22年9月

市議会9月定例会に厚木市自治基本条例（案）を提案しました。

本会議及び総務企画常任委員会では様々な質疑が交わされ、10月5日の本会議において、議会閉会中の継続審査となりました。

平成22年12月

議会閉会中において開催された総務企画常任委員会でも、様々な質疑が交わされ、その後、市議会12月定例会の総務企画常任委員会での採決の結果、賛成全員で可決、12月21日の本会議において賛成全員で可決され、厚木市自治基本条例が成立しました。

3 厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議

厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議は、厚木市自治基本条例の制定に向けて、自治基本条例に盛り込むべき内容等について、市民の立場から検討し、市長に提言することを目的に、平成20年8月6日に公募市民35人で発足（途中2人が辞退）しました。

発足後、49回の会議や市民との意見交換会を経て、1年以上にわたる検討結果を提言書としてまとめ、平成21年8月24日に市長に提出しました。

(1) 市民会議の開催

会議名	開催数
全体会議	16回
分科会会議	14回
運営委員会会議	15回
意見交換会企画スタッフ会議	4回
合計	49回

分科会・・・・・・・・・・自治基本条例に盛り込むべき内容等の検討に当たり、三つの分科会を設置した。

運営委員会・・・・・・・・・・全体会議を円滑に運営するとともに、提言のとりまとめに向けた総合調整などを行うため、12人のメンバーにより運営委員会を設置した。

意見交換会企画スタッフ・・市民会議の主催による「市民との意見交換会」の開催に伴い、資料の作成や当日の運営等の事前準備に当たるため、8人のメンバーにより意見交換会企画スタッフを設置した。

(2) 市民との意見交換会の開催

多くの市民の意見を提言に反映させることを目的に、市民会議の主催により市民との意見交換会を開催しました。

開催日	時間	会場	参加者数
平成21年6月13日（土）	10：00～12：00	依知北公民館体育室	47人
	14：00～16：00	荻野運動公園会議室	53人
平成21年6月27日（土）	10：00～12：00	ぼうさいの丘公園講義室	46人
	14：00～16：00	厚木市役所本庁舎会議室	55人
合 計			201人

(3) 自治基本条例フォーラムの開催

市長に提言した内容を市民間で共有するとともに、条例制定の機運を更に高めるために、「平成21年度自治基本条例フォーラム～みんなでつくろう“まちづくりのルール”～」を開催しました。

ア 日 時 平成21年9月27日（日）午後1時30分から3時30分まで

イ 場 所 厚木市文化会館小ホール

ウ 内 容 市民会議提言内容の報告、条例にかけるメンバーの思い

エ 参加者 240人

《参考》

厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議では、検討に当たり、次の運営ルールを決めました。

厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議のルール

1 市民会議の目的

「厚木市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」の制定に向けて、自治基本条例に盛り込むべき内容等について、市民の立場から検討し、市長に提言します。

2 市民会議の活動

市民会議は、次の活動を進めます。

- (1) 自治基本条例に関する調査・研究を進めます。
- (2) 多くの市民の意見を提言に反映させるため、市民との意見交換会などを開催します。
- (3) 自治基本条例や市民会議の活動内容について、自治基本条例ニュースの発行などにより、市民に知らせ、理解を広げます。
- (4) 自治基本条例に盛り込むべき内容等を取りまとめ提言します。
- (5) 提言後、条例制定までの経過に関わります。

3 市民会議の構成

(1) 全体会

全体会は、市民会議メンバー全員による会議とし、市民会議の最高意思決定機関とします。

(2) 運営委員会

ア 市民会議を円滑に運営するとともに、提言のとりまとめに向けた総合調整などを行うため、運営委員会を設置します。

イ 運営委員の任期は定めのないものとし、メンバーの都合等により変更できることとします。

ウ 分科会等

(ア) 自治基本条例に関する調査・研究や提言の検討に際して、運営委員会において必要と認める場合には、分科会等を設置します。

(イ) 分科会とは 検討テーマを分け、テーマごとに検討する固定メンバーのグループとします。

(ウ) グループ討議とは 同一テーマについて、便宜的に設ける少人数のグループで、意見を出し合い、まとめることをいいます。

4 座長及び副座長

(1) 市民会議には、座長及び副座長を置くこととします。

(2) 座長及び副座長は、運営委員会委員の互選により選出し、全体会で承認を得ることとします。なお、座長及び副座長の任期は定めのないものとし、座長及び副座長の都合等により変更できることとします。

(3) 座長は、市民会議を代表し、会務を総括します。

(4) 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたときは、その職務を代理します。

5 会議の運営

(1) 会議の原則

ア 時間を守る

(ア) 会議の開始時間、終了時間を守ります。

(イ) 事情により会議に遅刻、欠席する場合は、必ず事前に事務局に連絡します。

(ウ) 市民会議は、限られた時間の中で行われるものなので、メンバーが公平に発言できるように要点をまとめて発言するように心がけます。

(エ) 進行役は発言者が偏らないよう、順序、時間を含め公平な運営に配慮します。

イ 自由な発言を尊重する

(ア) メンバーは平等の立場であるので、それぞれの発言をよく聞き、尊重します。

(イ) メンバー全員が自分の発言に責任を持ち、特定の個人や団体等を批判、中傷する発言は行いません。

(ウ) 政治的、宗教的活動は行いません。

(エ) 特定の地域や団体の利害に関する発言に偏らないようにします。

ウ 合意の形成に向けてメンバー全員で努力する

(ア) 議論は冷静に、フェアプレーの精神をモットーとし、すべての問題にメンバー全員が積極的に取り組みます。

(イ) 問題の所在を明確にした上で合意形成を目指し、合意した内容はそれぞれが尊重します。

(ウ) 市民会議で意思決定する場合、事前にその旨を周知し、大多数のメンバーの参加を持って合意するよう努力します。

(2) 意見の集約方法

ア 少数意見を尊重し、出席メンバーの全員合意の精神で十分に議論します。

イ 十分に議論した上で全員合意が難しいと判断される場合は、挙手により採決するものとし、出席メンバーの3分の2以上の賛成でその結論とします。ただし、貴重な少数意見は必要により附帯意見とします。

(3) 会議録の作成及び公表

会議録は、要旨により作成し、市政情報コーナー及び市ホームページで公表します。

(4) 会議の公開

ア 会議は、公開とします。

イ 会議の傍聴ルールは、別に定めます。

6 事務局

市民会議の事務局は、市政企画部企画政策課自治基本条例担当に置きます。

7 補則

本ルールは、あくまで基本的事項を定めたものであり、新たなルールが必要となったときは、運営委員会で協議し、全体会に諮って決定します。

4 厚木市自治基本条例策定委員会

厚木市自治基本条例策定委員会は、厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議から市長に提出された提言書を基に、市長が厚木市自治基本条例に規定すべき内容について専門家等の意見を聴くために設置された組織です。

この策定委員会は、学識経験者や市民活動団体の役員など15人で平成21年8月3日に発足し、同年10月23日に市長から諮問を受け、二つの分科会を組織し、専門的な立場から分かりやすさといった視点などで検討を進め、分科会も含めて17回の会議を経て、平成22年3月11日に答申書を市長に提出しました。

(1) 厚木市自治基本条例策定委員会の委員の構成

選 出 区 分	人数
学識経験者	3人
関係団体等の構成員	5人
厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議メンバー	3人
市職員	4人
合 計	15人

(2) 会議の開催状況

会議名	開催数
全体会議	8回
分科会会議	9回
合計	17回

《参考》

厚木市自治基本条例策定委員会設置規程

(設置)

第1条 厚木市自治基本条例について検討するため、厚木市自治基本条例策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 厚木市自治基本条例に関すること。
- (2) その他厚木市自治基本条例の制定に関し、市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の構成員
- (3) 厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議のメンバー
- (4) 市長の事務部局の職員
- (5) 教育委員会事務局の職員

(会長等)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、厚木市自治基本条例の施行の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(分科会)

第7条 委員会に、厚木市自治基本条例について、調査、研究及び検討を行う、分科会を置く。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、自治基本条例主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行し、厚木市自治基本条例の施行の日によりその効力を失う。

附 則

この規程は、平成21年10月28日から施行する。

5 厚木市自治基本条例の見直し（総点検）の結果 （平成26年12月）

平成22年12月24日の厚木市自治基本条例（以下「自治基本条例」といいます。）の施行から4年目を迎え、自治基本条例第39条の規定に基づき、自治基本条例の見直し（総点検）を実施しました。

1 見直し（総点検）の趣旨

自治基本条例は、本市の自治の確立を目的とし、本市において最も尊重すべき条例に位置付けられています。また、市民自治を進めるための基本的なルールであり、市民の皆様にとって最も身近な条例であることから、自治基本条例の内容は、その時代や社会情勢に即したものであるとともに、その規定内容が分かりやすいものであることが求められます。

このことを担保するため、自治基本条例第39条第1項では「市長は、（中略）4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行う」ことを規定しています。

2 見直し（総点検）の経過

自治基本条例は、「厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議」による1年以上にわたる検討結果をまとめた提言書を基に、市民参加を経て制定に至ったもので、厚木市において、市民の皆様とともに作り上げた最初の条例です。市民参加と市民協働など市民自治を進めるための条例でもあり、自治基本条例第39条第2項では市民参加による見直しを規定しています。

そこで、次の経過を経て、見直し（総点検）を行いました。

平成26年6月	「厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に係る運用状況の評価（意見交換会用資料）」の策定
平成26年7月5日	意見交換会開催（参加者56人）
平成26年7月	「厚木市自治基本条例の見直し（総点検）の方針」の策定
平成26年7月31日	厚木市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）に自治基本条例の見直しについて諮問
平成26年8月18日 ～10月6日	推進委員会による自治基本条例の見直しの審議（5回）
平成26年11月5日	推進委員会から答申

3 自治基本条例の運用に関する評価

自治基本条例の施行後、厚木市市民参加条例、厚木市市民協働推進条例など市民参加と市民協働を着実に推進するための制度づくりを進めてきました。その結果、日本経済新聞社の日経グローバル誌による経営革新度調査において、「日本一」の評価を得ることができました。このことは、自治基本条例の基本理念や基本原則にのっとり、市民の皆様、市議会そして市長等が自治の担い手として、共に手を携えて市政運営を行ってきたことによる一つの成果です。

また、自治基本条例の運用については、毎年度、推進委員会による運用状況の点検結果を踏まえ、行政運営の改善や制度づくりを行うなど、自治基本条例に基づく取組を進めてきました。推進委員会からの答申にもあるとおり、条例の体系化（第2条）や地区市民自治推進組織（第34条）など、より積極的に取り組むべき課題はあるものの、おおむね適正に運用を行っています。

4 推進委員会からの意見と市の取組状況等

推進委員会では、自治基本条例の見直しについて、これまでの4年間の運用状況を踏まえ、慎重に御審議いただきました。その結果、「規定の改正が必要」とされた規定及びその規定に関する市の取組状況等は次ページの表のとおりです。

第17条関係	
推進委員会からの答申	市の取組状況等
第17条第2項の中に人事評価制度を規定する。	地方公務員法が平成26年5月に改正され、能力及び実績に基づく人事管理の徹底に向け、能力本位の任用制度の確立を図るため、新たに人事評価制度が導入されました。本市では、自治基本条例上に規定はしていませんが、適正に人事配置等を行うための一つの手法として、独自の人事評価制度を平成15年度から既に導入し、運用しています。
<p>推進委員会からの意見の概要</p> <p>市職員の能力及び適性をいかすための人事配置を適正に行うためには、人事評価が必要である。地方公務員法の改正により、人事評価制度が規定されたので、自治基本条例にも人事評価について規定してはどうか。</p>	
第21条関係	
推進委員会からの答申	市の取組状況等
第21条第1項を、市（議会・市長等）が作成した文書のみならず、取得した文書を含め、市（議会・市長等）が有する情報を適正に管理する旨を定める規定に改める。	本市の実施機関が保有する情報の公開については、厚木市情報公開条例を定め、適正に運用しています。第21条第1項は、議会や市長等が自ら作成し、又は收受した文書を基に作成する文書（情報）について自治基本条例が定める情報共有の原則、説明責任の原則の下、誰もが分かりやすい内容にすることを趣旨としたものであり、その趣旨を踏まえた運用は図られています。
<p>推進委員会からの意見の概要</p> <p>行政文書には、行政が作成した文書だけではなく、行政が他から取得した文書も含まれる。情報公開に関する第2項との整合を図るため、第1項を行政が有する情報を適正に管理する旨の規定内容に改めるべきではないか。</p>	

第34条関係	
推進委員会からの答申	市の取組状況等
第3項に「設置を支援する」趣旨の文言を追加すべきではないか。	地区市民自治推進組織については、本市の市民自治を更に拡充する上で核となる組織です。今後、組織の枠組みや設置のルールを整備を進めるとともに、市民の皆様と共通理解の下、地区市民自治推進組織の設置促進にも力を注いでいきます。
推進委員会からの意見の概要	
4年後に行う次の見直しまでに、地区市民自治推進組織が設置されないのであれば、厚木市にとって必要性がない組織ということになる。	

また、「逐条解説の改正が必要」とされた意見の概要は次のとおりです。

第3条関係	
推進委員会からの意見の概要	
公営企業管理者や公の施設の指定管理者などの個々の管理者についても、自治基本条例に沿った運用をする必要がある旨を記載すべきである。	
第7条関係	
推進委員会からの意見の概要	
第3項に関する逐条解説について、市民がより分かりやすく理解できるように、実質的平等を考慮した記述を加えるべきである。	
第30条関係	
推進委員会からの意見の概要	
逐条解説について、条文の趣旨がより分かりやすく伝わるよう、記載の順序等について工夫する。	

5 自治基本条例の見直し（総点検）の結果

自治基本条例は、本市の最も尊重すべき条例であることから、適切な見直しを行いながらも、その安定性を考慮することも必要です。自治基本条例の改正は、自治基本条例の規定がその時代や社会情勢に適合していないとき、市民の皆様と共有する自治のルールとして分かりにくい内容となっているときなどに行うものとし、かつ、慎重に行う必要があります。

推進委員会からの答申において、「規定の改正が必要」とされた三つの規定については、4の市の取組状況等に記載したように、運用の中で、常に適正な管理と事務処理、取組を行っているところです。

こうしたことから、今回の見直しにおいては、自治基本条例の改正を行わないこととしました。

また、今回の推進委員会からの答申内容を的確に反映させるため、「逐条解説の改正が必要」とされた第3条、第7条及び第30条の三つの規定などについて、逐条解説の内容を改め、今後の自治基本条例の運用の更なる充実を図り、自治基本条例の実効性を高めていきます。

6 自治基本条例の浸透に向けた提言

～市民が主体のまちづくりのために～

(平成 28 年 8 月)

はじめに

厚木市自治基本条例は、厚木市の最も尊重すべき条例として平成22年12月に制定され、今年で6年が経過しようとしている。当委員会は、条例制定の翌年、平成23年7月に設置された。これまでの間、条例第38条に基づき毎年の条例の運用状況の点検を4回行い、条例制定から4年目を迎えた平成26年度には条例第39条に基づき初めての条例の見直し（総点検）を行った。

毎年の運用状況の点検の結果、年度を重ねるごとに、条例の規定に関する取組が進み、行政運営の改善が進んでいる。また、条例の見直し（総点検）では、制定当時に込められた市民の思いを改めて思い返すことができ、更には規定の内容や解釈について課題を見つけることもできた。

今回、より一層自治基本条例をいかしたまちづくりを進めるために、これまでの運用状況の点検と4年に一度の見直しを踏まえ、その中で気付いた課題に対して、私たちがすべきことを提言としてまとめた。これまでの取組と併せて、更なる市民自治推進のために、今後の参考としていただければ幸いである。

平成 28 年 8 月

厚木市自治基本条例推進委員会

委員長 三田哲夫

職務代理 池本政信

委員 安藤通

委員 出石稔

委員 出雲明子

委員 北風純章

委員 清原悠

委員 鷺谷雅敏

委員 笹木正敏

委員 滝泰子

委員 西村恵二

(委員は 50 音順)

1 検討経過

昨年度、委員会として3期目の任期を迎える際に前期の委員会からの提案で、当委員会の新たな役割として、自治基本条例の基本原則の一つである市民自治を推進するために市に対して提言を行うことを検討すべし、というものがあつた。それを受けて、まずは当委員会の本質的な役割である毎年の運用状況の点検を行い、その中で各委員が気付いた規定上あるいは運営上の課題をテーマとして設定し、提言を行うこととなった。テーマの検討においては、自治基本条例制定から6年が経過しようとしている今、市で最も尊重すべき条例であると規定されているにも関わらず、その存在並びに規定内容について市民への浸透が十分に図られていないのではないか、という根本的な課題に改めて向き合うことが重要であるという意見が多数出された。そこで、「自治基本条例を市民に浸透させるにはどうすべきか」をテーマに提言を行うこととし、平成27年12月から、計6回の委員会で議論を重ね提言としてまとめた。

2 提言の内容

提言をまとめるに当たって、最初に自治基本条例を市民に周知するために行うべき取組について各委員から意見を出し合った。続いて、出された意見の具体的な手法についての検討を行い、最後にその手法を効果的に行うためにどうすべきかについて議論を行った。段階を踏んで議論を進める中で、各委員から様々な意見が出された。これらの意見を分類すると大きく3つの内容に分けることができたため、本提言は3つの柱を立てて構成することとした。

○提言の3つの柱

- 1 継続的な周知活動の実施
- 2 協働事業の実施
- 3 改正を視野に入れた自治基本条例の見直し作業の実施

なお、取組の具体例は議論の中で、委員から提案されたものであり、取組の参考にしていただきたい。

1 継続的な周知活動の実施

自治基本条例の規定内容は、それ自体は決して難しいものではない。しかし、市民生活の中では、市民が条例の規定を読み、そしてその趣旨を理解する機会はほとんどない。そうしたことから、市民への周知を行うためには広く市民が条例に触れる機会を創出すること、かつ継続的に行うことが必要である。そして市民の意識に訴えかけるためには、自治基本条例制定の成果を、これまでの取組の結果である行政運営の変化や、市民生活の変化を、具体的かつ論理立てて、分かりやすく伝えることが必要である。

また、継続的な取組としてもう一つ重要なものとして、第8条に規定するように「次代の社会の担い手」となる子ども達への働きかけを行っていくことも必要である。

●具体的な取組例

- ①自治基本条例制定の効果を分かりやすく市民に伝えるリーフレットの作成
- ②市民が集まる場所での周知活動の実施
- ③広報あつぎ、SNS等のICT（情報通信技術）を活用した周知
- ④子ども向けリーフレット、子ども版自治基本条例の作成

2 協働事業の実施

自治基本条例制定から6年が経過し、第34条に規定する地区市民自治推進組織の取組も始まっているが、制定当時に実施した市民説明会等に参加した自治会役員のほとんどが既に役職を退いている。平成23年度を最後に、自治基本条例フォーラム等の事業は実施されていないことから、自治会役員をはじめとした市民の、自治基本条例に対する認識は深まっていないといえる。

市民が、まちづくりの基本的なルールである自治基本条例について認識を深めるためには、自治基本条例を市民に対して強く印象付けるための取組を行うことが必要である。

なお、取組を行う際には、自治基本条例の基本理念である「協働による自治」を推進するため、市民、議会、市長等が、協働して実施することが重要である。

●具体的な取組例

- ①自治基本条例フォーラム（講演会、事例発表）の開催
- ②自治基本条例を有する他の自治体との交流事業の実施
- ③市民参加、市民協働に関する市民向け講座の実施
- ④自治基本条例に関する議会との意見交換会の開催

3 改正を視野に入れた自治基本条例の見直し作業の実施

自治基本条例は、その内容がその時々々の社会状況にふさわしいものでなくてはならない。しかし、制定から6年が経過し、少子高齢化及び人口減少が大きく進み、また、東日本大震災をはじめ大規模な災害が各地で発生している。そのことを受けて、地方創生、地域包括ケアシステムの構築、災害対策等、新たな自治体運営の課題も生じてきている。

このような社会状況の変化に、自治基本条例の規定内容が対応しているか否かを改めて検証するためには、平成30年度に予定されている次の見直しでは、意見交換会やパブリックコメント等の実施を通じて、多くの市民の参加を経て見直し作業を行うべきである。

そして、条例改正を視野に入れながら、多くの市民の参加を経て見直し作業を実施することで、そのことが改めて自治基本条例に基づいた厚木市のまちづくりについて市民が考える契機となり、更には多くの市民への浸透に繋がるものといえる。

●具体的な取組例

- ①自治基本条例の見直し時に、広く市民が意見交換をするための市民会議を設置
- ②自治基本条例の見直し検討の前提として、改正の是非を含めた市民の多様な意見を聴く機会を実施

終わりに

この提言の3つの柱で述べた内容は、いずれも目新しいものではない。しかし、まちづくりの基本的なルールとして制定された自治基本条例を市民相互で共有し、市民が主体となったまちづくりを更に進めるためには、当たり前と思われることでも継続的かつ地道に、そして様々な方向からの働きかけを行うことが欠かせない。

3つの柱は、それぞれが独立するものではなく、相互に関連し作用することにより、市民への周知として相乗効果を生むことを期待している。

7 自治基本条例だより（平成 28 年から平成 29 年）

自治基本条例

まちづくりのルールを知ろう! だよ!

創刊号 平成28年12月21日発行

発行 厚木市 市民協働推進部 市民協働推進課
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
☎046-225-2141 Fax046-225-4612
E-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

第1号 自治基本条例を知っていますか?

じちきほんじょうれい

みなさん、『自治基本条例』という言葉をご存知でしょうか?厚木市では、平成22年12月に「**厚木市自治基本条例**」を制定し、様々な取組を行っています。

この「自治基本条例だよ!」では、「厚木市自治基本条例」を皆さんにもっと知っていただくために、条例にどんなことが書かれているか、あゆコロちゃんと一緒になるべく分かりやすくお伝えしていきます。



厚木市自治基本条例には
何が書かれているの?



厚木市自治基本条例は、**厚木市が、より豊かで暮らしやすいまちになるために、みんなが守らなければならないきまり・ルール**です。

厚木市自治基本条例は、40の条文で構成され、様々なルールが書かれています。

今号では、厚木市自治基本条例の基本的な考え方・方向性、基本的なきまりについて、詳しくお知らせします。



条例ってなあに?

条例は、厚木市などの市町村が作る**きまり・ルール**です。厚木市の条例としては、落書きやゴミのポイ捨てを禁止した「**厚木市みんなを守る美しい環境のまちづくり条例**」や、迷惑な客引き行為を禁止した「**厚木市客引き行為等防止条例**」があります。

厚木市自治基本条例のあらまし

厚木市自治基本条例で書かれていることを図解してみました。詳しくは次のページで!



議会の役割

市民の役割



市長の役割

市役所運営の基本的なきまり

参加・協働

参加・協働

基本的な考え方・方向性・決まり

参加・協働

決まりのチェック

Q 自治基本条例クイズ 厚木市自治基本条例の基本理念の一つ「キョウドウによる自治」。「キョウドウ」の漢字はどれでしょう? A. 共同 B. 協同 C. 協働 正解は裏面に!



厚木市自治基本条例のルールってどんなものなの？



厚木市自治基本条例のルールは、一つの考え方・方向性をもとに書かれています。それが、これからの**厚木市をどのようなまちにしていきたいか**、という**3つの基本理念**（**基本的な考え方・方向性**）です。

そして、3つの基本理念を実現するために、**どうしていけば良いか**、**何を守らなければならないか**、を決めた**5つの基本原則**（**基本的な決まり**）が書かれています。



理念・原則ってなあに？

理念とは、根本の考え方のことです。例えば、企業では、会社を運営する中で大切にしていることを**企業理念・経営理念**として定めています。

原則とは、基本的なルールです。例えば、日本国憲法の基本原則は「**国民主権、基本的人権の尊重、平和主義**」の3つとされています。

3つの基本理念

基本的な考え方・方向性

人と人の絆を大切にする自治

「あつぎ市民ふれあい都市」を宣言するなど、家族や友人など周りの人々との「絆」を大切にするまちを目指しています。

協働による自治

社会の変化に柔軟に対応できるように、色々な人たちが、それぞれの得意分野をいかし、問題を解決していけるまちを目指しています。

自然の循環と文化を大切にする自治

厚木市の豊かな自然と、地域に伝わる伝統文化を、次の世代に引き継ぎ、大切にするまちを目指しています。

5つの基本原則

基本的な決まり

市民自治の原則

まちづくりの主役は、厚木市民です。厚木市民の思いをいかしたまちづくりを進めます。

参加及び協働の原則

まちづくりへの「市民参加」と、「市民協働」のまちづくりを進めます。

情報共有の原則

まちづくりに関する情報は、市民の財産です。参加と協働を進めるために、分かりやすく公表し、情報共有に努めます。

説明責任の原則

まちづくりに関わる人たちが信頼関係を築くために、それぞれの考えを分かりやすく説明し、合意形成に努めます。

自然共生及び文化継承の原則

自然との共生を図り、文化の継承及び創造に努めます。

次回の自治基本条例だよりは、平成29年1月発行予定。テーマは、「自治基本条例ができて何が変わったの？」です（予定）。

A 自治基本条例クイズ 答えは C. 協働 です。文字通り、色々な人たちが、それぞれの得意分野をいかし、力を合わせて問題を解決していくこと、それが「協働」という考え方です。

自治基本条例

まちづくりのルールを知ろう! だよ!

第2号 平成29年1月18日発行

発行 厚木市 市民協働推進部 市民協働推進課
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
☎046-225-2141 Fax046-225-4612
E-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

第2号 自治基本条例ができて何が変わったの?

先月号では、「厚木市自治基本条例にはどんなことが書かれているのか」をお伝えしました。今月号では、まちづくりのルールである自治基本条例ができて、厚木市がどんな風になったのか、についてあゆコロちゃんと一緒にみていきましょう!



自治基本条例ができて
何が変わったの?



あゆコロちゃんからの質問 その3

厚木市自治基本条例は、**厚木市が、より豊かで暮らしやすいまちになるために、みんなが守らなければならないきまり・ルール**です。

厚木市では、自治基本条例で決められたルールに基づいて様々な取組を行ってきました。今号では、厚木市自治基本条例に関する取組について詳しくお知らせします。

取組 その1 市民参加条例と市民協働推進条例の制定

厚木市では、自治の基本原則である「市民自治の原則」や「参加及び協働の原則」を実現するために、「市民参加」と「市民協働」の具体的なルールを定めた2つの条例を制定しています。

「市民参加条例」は、市が新たに作る条例や計画に市民の皆さんからの意見を反映させるための具体的なルールを定めています。

「市民協働推進条例」は、自治の基本理念である「協働による自治」を進めるための具体的なルールを定めています。

詳しい内容は裏面に!

次回の自治基本条例だよりは、平成29年2月発行予定。テーマは、「自治基本条例ができて何が変わったの?」の続きです(予定)。



「市民参加」と「市民協働」の違いってなあに?

「参加」と「協働」の違いは、「誰が主役なのか」にあります。

「市民参加」は、厚木市が作る条例や計画に対して、市民の皆さんに意見をお聴きし、市政に反映するための方法です。

一方で「市民協働」は、厚木市と市民の皆さんが対等の立場で、お互いの得意分野をいかながら課題解決していくための手法です。

ただし、「参加」と「協働」は、はっきりと分けられるものではなく、お互いに車の両輪のように密接な関係にあるといえます。厚木市では、市民の皆さんに様々な形でまちづくりに関わっていただき、より豊かで暮らしやすいまちになるよう努めています。

Q 自治基本条例クイズ 厚木市自治基本条例における「市民」とは誰のことを指すでしょうか?

A. 厚木市内に居住する者 B. 厚木市内に通学し、又は通勤する者 C. 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体 D. 厚木市に対し納税の義務を負う者 正解は裏面に!



市民参加のルールって
どんなものがあるの？



厚木市市民参加条例では、条例や総合計画をはじめとした市の運営の具体的計画（プログラム）を作る際に、意見交換会やパブリックコメント（いわゆるパブコメ）等の市民参加手続をしなければならないと定めています。

市民参加手続について

平成24年度の条例施行以来、のべ120の対象行為に対してパブリックコメント等の市民参加手続を実施しています。

(H27: 25件、H26: 33件、H25: 25件、H24: 37件)

市民参加手続とは、条例や計画を新しく作ったり、改めたりする際に、その内容について市民の皆さんに様々な方法で意見をお聴きし、市政に反映させるために実施する手続です。

対象となる行為（条例の制定、計画の策定等）に応じて、必要となる手続の数が異なります。

主な対象行為と必要な参加手続の数は右の表のとおりです。

参加手続	審議会	市民会議	意見交換会	ワークショップ	意向調査	パブコメ	参加手続の組合せ
対象行為							
条例の制定又は改廃	○	○	○	○	○	◎	パブコメに加え
基本構想、基本計画等の策定等	○	○	○	○	○	◎	○を2以上実施
施設の設置に係る計画の策定等	○	○	○	○	○	◎	パブコメに加え
その他の重要な政策の策定等	○	○	○	○	○	◎	○を1以上実施



市民協働のルールって
どんなものがあるの？



厚木市市民協働推進条例では、「市民協働のまちづくり」を進めるため、市民協働提案事業や市民協働推進基金の設置、人材育成について定めています。

市民協働提案事業について

平成22年度

2件

増加
(年度別実施件数)

平成28年度

6件

市民協働事業提案制度は、高齢者の居場所づくり等、市民の皆さんが日頃感じている公益的な課題に対して、市民活動団体と厚木市がそれぞれ事業を提案し、協働することで、より効果的な解決を目指すという仕組みです。



食育フェア



Tobioギャラリー

主な実施事業



厚木ぐるっと

A 自治基本条例クイズ 答えは「市民とはAからDの全てを指す」です。厚木市自治基本条例では、より多くの人々の知識や経験をまちづくりにいかすため、広く市民を定義しています。

自治基本条例

まちづくりのルールを知ろう! だより

第3号 平成29年2月15日発行

発行 厚木市 市民協働推進部 市民協働推進課
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
☎046-225-2141 Fax046-225-4612
E-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

第3号 自治基本条例ができて何が変わったの? その2

先月号では、「厚木市自治基本条例ができて何が変わったの?」をテーマに、「市民参加」と「市民協働」の具体的なルールをお伝えしました。今月号でもあゆコロちゃんといっしょに、自治基本条例に基づいて実施している様々な取組を見ていきましょう。

あゆコロちゃんからの質問 その6

具体的な取組について、もっと教えてほしいな。

取組 その2 適切な行政運営

自治基本条例の基本理念と基本原則（※第1号参照）を実現するために、「行政運営を行う上で基本とすべき事項」をはじめ、「組織」、「財政運営」、「危機管理」、「情報公開」、「個人情報保護」などについて、市民、議会、市長等が取り組むべきことが規定され、様々な取組を行っています。



具体的な取組例

1. 市民参加型外部評価の実施（第15条、第18条）
今後の予算編成や効果的な行政運営に活かすために、市の事業を市民の立場で評価する外部評価を実施しました。
2. 緊急時における危機管理（第20条）
災害などの緊急時に市民の皆さんを守るため、警察などの関係機関や近隣市町村との連携、各種訓練の実施、地域防災計画の見直しなど総合的な対策を講じています。

取組 その3 総合計画の着実な推進

総合計画は、厚木市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

自治基本条例では、総合計画を様々な計画や取組のもととなる最上位計画として策定することを規定しています。また、市民参加・市民協働によるまちづくりを推進していくためのルールを明確にしています。

こうしたルールのもと、総合計画「あつぎ元気プラン」（平成21～32年度）に基づき、市民の皆さんの声を反映し、福祉・教育・環境・産業などに関する取組をさらに充実させるとともに、取組の成果が出ているかチェックしながら、より暮らしやすいまちづくりを進めています。

具体的な取組例

1. 議会の議決（第15条第2項）
自治基本条例において、厚木市が目指す将来都市像とそれを実現するための目標を定める基本構想を策定する際は、市民を代表する機関である議会の議決を要するものとしています。
2. 施策評価の実施（第18条）
「あつぎ元気プラン」の目標に対する達成状況などを検証する「施策評価」を実施し、市民満足度の更なる向上や効果的・効率的な行政運営につなげています。



Q 自治基本条例クイズ 厚木市自治基本条例は、その内容が常にその時代にふさわしいものであるために定期的に見直すことになっています。その期間は「何年を超えない期間ごと」でしょうか?

- A. 2年 B. 4年 C. 5年 D. 10年

正解は裏面に!

取組 その4 参加及び協働の推進

自治の基本原則の一つ「参加及び協働の原則」を実現するために様々な取組を行っています。

第2号でもお知らせした、市民参加条例と市民協働推進条例に基づく取組とともに、市民の皆さんに様々な形でまちづくりに関わっていただき、より豊かで暮らしやすいまちになるよう努めています。

取組 その5 広域連携及び交流

まちづくりを進めていく中で、厚木市が単独で解決することが困難な課題もあります。

そのような課題に対しては、国や県、近隣の市町村などと連携・協力して取り組むことが重要となります。

また、国際化が進む現在では、国内だけではなく、海外の都市とも、様々な形で交流を行っていく必要があります。



取組 その6 独自の課題への対策

地域によって抱える課題は様々で、その解決方法もそれぞれの地域で考えていかなくてはなりません。

現在、地域ごとの課題の解決や政策を推進するために、国の定めた法律を適切に解釈運用し、あるいはその地域独自の条例を制定し、課題解決を図る「政策法務」の充実が求められています（第24条）。

厚木市では、厚木市の抱える課題を解決するため、厚木市自転車安全利用促進条例をはじめとした10の条例を制定するなど、まちづくりの課題解決に取り組んでいます。



今回取り上げた具体的な取組例はほんの一部です。厚木市では、その他にも自治基本条例に基づいて様々な取組を行っていますので、機会があったら改めて紹介させていただきます。さて、次回の自治基本条例だよりは、平成29年3月発行予定。テーマは、「自治基本条例はこれからどうなるの？」です（予定）。

A 自治基本条例クイズ答え 自治基本条例がその時々々の社会状況にふさわしいものとなるために「B. 4年を超えない期間ごと」に見直しを行います。これは、市長や議員の任期中に1回は見直しが行われることを担保するためです。なお、あくまで「見直し」であり、必要に応じて更に改正の手続を行うこととなります。

具体的な取組例

1.わたしの提案の実施（第28条）

意見、要望、提案などを広く受け付け、市政に反映することを目的に「わたしの提案」制度を実施しています。

・平成27年度受付実績 307件

2.住民投票条例の制定（第36条）

市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するための厚木市住民投票条例を、平成24年12月に制定しました。

具体的な取組例

1.県央相模川サミットの開催（第37条第1項）

相模原、厚木、海老名、座間、愛川、清川の6市町村で相模川流域の各自治体の共通課題の解決や広域的な自治体連携を目的に開催しています。

2.海外友好都市との交流（第37条第3項）

友好都市である韓国軍浦市へ高校生訪問団を派遣するなど交流を深めています。



具体的な取組例

1.客引き行為等防止条例の制定

本厚木駅周辺環境改善を図るため平成26年4月に「厚木市客引き行為等防止条例」を施行しました。その結果、平成27年度厚木市民意識調査において「本厚木駅周辺の治安」が「改善したと思う」と回答した人の割合が、条例施行前である平成25年の調査結果と比較し23.1ポイント増加し、55.4%となりました。

2.専門委員（政策法務調査）の活用

条例、規則などを制定する際には、より効果的なものとなるよう政策法務の専門家である専門委員の助言等を得て内容を検討しています。また、専門委員による政策法務研修の実施により、市職員の政策法務能力の向上を図っています。

自治基本条例

まちづくりのルールを知ろう! だよ!

第4号 平成29年3月15日発行

発行 厚木市 市民協働推進部 市民協働推進課
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
☎046-225-2141 Fax046-225-4612
E-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

第4号 自治基本条例はこれからどうなるの?

先月号までは、厚木市自治基本条例の基本理念や基本原則、そして条例に基づく具体的な取組について、見てきました。今月号では、「これから自治基本条例の考え方をどのように広め、展開していくのか。」について、あゆコロちゃんといっしょに見ていきましょう。



「自治基本条例のこれから」について教えて欲しいな?

「自治基本条例のこれから」を考えるためのポイントは次の3つです。

- ポイント1 自治基本条例は正しく運用されているか
- ポイント2 自治基本条例は正しい内容となっているか
- ポイント3 市民協働型の地域自治の推進

この3つのポイントについて、詳しく見ていきましょう。



あゆコロちゃんからの質問 その7

どういふことな
んだらう?



自治基本条例は正しく運用されているか

市民参加による運用状況の点検

自治基本条例の考え方を実現していくためには、条例に規定されていることがしっかりと行われているか、定期的にチェックをしていく必要があります。

そこで、大学教授、自治会・ボランティア団体・商工会議所の役員、公募による市民で構成される自治基本条例推進委員会では、毎年自治基本条例の運用状況の点検を行っています。

市では、この点検結果をしっかりと受け止め、今後の行政運営に着実に反映させるとともに、自治基本条例の適正な運用に取り組んでいます。

これまでの点検による効果

【市民自治の原則の推進】

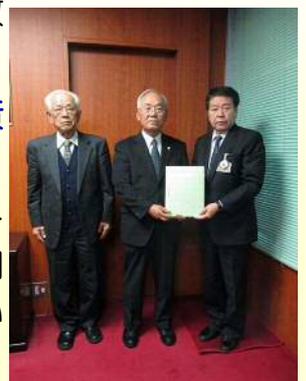
「地区市民自治推進組織に関する推進方針」に基づく、地域の特性や状況に応じたコミュニティ活動の更なる活性化の推進

【参加及び協働の原則の推進】

審議会等における公募による委員の増加や市民の皆さんからの「政策提案」制度の充実

【情報共有の原則、説明責任の原則の推進】

市ホームページやソーシャルメディア等を活用した、より分かりやすい情報発信



委員長から市長へ報告書を提出

Q 自治基本条例クイズ 厚木市自治基本条例には、責務について規定しています。「①市長の責務」、「②市職員の責務」、「③議会及び議員の責務」、「④子どもの責務」、「⑤事業者の責務」あと一つは誰の責務について規定しているでしょうか?

- A. 住民 B. 大人 C. 市民 D. 厚木市

49

正解は裏面に!

自治基本条例が正しい内容となっているか

自治基本条例の見直し

自治基本条例の趣旨にのっとり、まちづくりを進めていくことが求められている以上、条例の内容が時代遅れになっては困ります。

そうしたことから、常に、厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握することにより、この自治基本条例をその時代にふさわしいものとしておくために、自治基本条例第39条では、「4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行う」ことが定められています。

そうしたことから、条例制定から4年を経過する年の平成26年には初めての見直しを行いました。

見直し結果

「自治基本条例の見直し」では、市民の皆さんとの意見交換会を開催し、多数の方が参加した意見交換会

たほか、自治基本条例推進委員会への諮問を行う等、市民参加のもとで見直しを行いました。

市民の皆様からいただいた多くの意見を踏まえ検討した結果、「条例改正は行わない」としましたが、逐条解説の内容を改める等、今後の運用の更なる充実を図っていくことをお約束しました。

なお、次の見直しは、平成30年度に予定されています。

市民協働型の地域自治の推進

地区市民自治推進組織

自治基本条例の基本原則の一つである「市民自治の原則」とは、厚木市の自治の主体は市民であるということです。そして、地域が抱える身近な課題は、市民の自助、共助により解決を図ることが自治の基本となります。

自治基本条例では、防災や交通安全、地域の伝統文化の継承等、それぞれの地区が抱える課題について協議し、総合的に取り組むため、自治会を始めとした地区内で活動する様々なコミュニティ団体が参加する組織である「地区市民自治推進組織」の設置及び支援について規定しています。

平成28年度には厚木南地区、睦合南地区、玉川地区、森の里地区の4地区を「地区市民自治推進組織」のモデル地区として選定しました。今後はその活動状況の検証を行いながら市民協働型の地域自治を推進してまいります。

地区市民自治推進組織はなぜ必要なの？



現在、地域を取り巻く環境は、人々の価値観の多様化等による地域の連帯意識の希薄化、超高齢化及び少子化による地域の担い手不足等が課題となっています。

一方で、市民ニーズは多様化し、行政主導による均一的な住民サービスでは、今後対応が困難になる恐れがあります。

そうしたことから、自治基本条例では、行政主導による画一的な地域活動の展開ではなく、地域に必要な活動を、地域に住み、地域を熟知した市民が、自ら考え解決に向け、行政との役割分担の下、自ら決定、行動していく仕組みとして、「地区市民自治推進組織」の設置及び支援について規定しています。

12月から4か月に渡って発行してきました「自治基本条例だより」は、ひとまずここで休憩します。今後も自治基本条例が、市民の皆さんに浸透し、真の意味で、市民共通のまちづくりのルールとなれるように様々な手段で周知・啓発を行ってまいります。最後までお読みいただきありがとうございました。



A 自治基本条例クイズ答え 正解は、「C. 市民の責務」です。

厚木市自治基本条例第7条では、第1項で「市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。」、第2項で「市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。」、第3項で「市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。」と、市民の責務を規定しています。

自治基本条例

まちづくりのルールを知ろう! だよ!

ダイジェスト版 平成29年10月1日発行

発行 厚木市 協働安全部 市民協働推進課
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
☎046-225-2141 Fax046-225-4612
E-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

厚木市自治基本条例を知っていますか?

じちきほんじょうれい

みなさん、『自治基本条例』という言葉をご存知でしょうか?厚木市では、平成22年12月に「**厚木市自治基本条例**」を制定し、様々な取組を行っています。

この「自治基本条例だよ!」では、「厚木市自治基本条例」を皆さんにもっと知っていただくために、条例にどんなことが書かれているか、あゆコロちゃんと一緒になるべく分かりやすくお伝えしていきます。



厚木市自治基本条例には
何が書かれているの?



厚木市自治基本条例は、**厚木市が、より豊かで暮らしやすいまちになるために、みんなが守らなければならないいきまり・ルール**です。

厚木市自治基本条例のルールは、これからの厚木市をどのようなまちにしていきたいか、という3つの基本理念(基本的な考え方・方向性)です。

そして、3つの基本理念を実現するために、どうしていけば良いか、何を守らなければならないか、を決めた5つの基本原則(基本的な決まり)が書かれています。

3つの基本理念

基本的な考え方・方向性

人と人との絆を大切にする自治

協働による自治

自然の循環と文化を大切にする自治

5つの基本原則

基本的な決まり

市民自治の原則 参加及び協働の原則

情報共有の原則 説明責任の原則

自然共生及び文化継承の原則



「市民参加」と「市民協働」の違いってなあに?

「参加」と「協働」の違いは、「誰が主役なのか」にあります。

「市民参加」は、厚木市が作る条例や計画に対して、市民の皆さんに意見をお聴きし、市政に反映するための方法です。

一方で「市民協働」は、厚木市と市民の皆さんが対等の立場で、お互いの得意分野をいかしながら課題解決していくための手法です。

ただし、「参加」と「協働」は、はっきりと分けられるものではなく、お互いに車の両輪のように密接な関係にあるといえます。厚木市では、市民の皆さんに様々な形でまちづくりに関わっていただき、より豊かで暮らしやすいまちになるよう努めています。

自治基本条例ができて何が変わったの？



自治基本条例に関する具体的な取組について教えてほしいな



自治基本条例に基づいて様々な取組を行っています。主な取組と具体例は次のとおりです。

①参加及び協働の推進

自治の基本原則の一つである「参加及び協働の原則」を実現するために様々な取組を行っています。

市民参加条例と市民協働推進条例に基づく取組とともに、市民の皆さんに様々な形でまちづくりに関わっていただくことで、厚木市がより豊かで暮らしやすいまちになるよう努めています。

「市民参加条例」とは

厚木市市民参加条例では、条例や総合計画をはじめとした市の運営の具体的計画（プログラム）を作る際に、意見交換会やパブリックコメント（いわゆるパブコメ）等の市民参加手続をしなければならないと定めています。

市民参加手続とは、条例や計画を新しく作ったり、改めたりする際に、その内容について市民の皆さんに様々な方法で意見をお聴きし、市政に反映させるために実施する手続です。なお、対象となる行為（条例の制定、計画の策定等）に応じて必要となる手続の数が異なります。

②適切な行政運営

自治基本条例の基本理念と基本原則を実現するために、「行政運営を行う上で基本とすべき事項」をはじめ、「組織」、「財政運営」、「危機管理」、「情報公開」、「個人情報保護」などに関する事項について、市民、議会、市長等が取り組むべきことが規定され、適切な行政運営を行うために必要となる、様々な取組を行っています。

具体的な取組例

1.わたしの提案の実施（第28条）

意見、要望、提案などを広く受け付け、市政に反映することを目的に「わたしの提案」制度を実施しています。

- ・平成28年度受付実績 242件

2.住民投票条例の制定（第36条）

市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するための厚木市住民投票条例を、平成24年12月に制定しました。

「市民協働推進条例」とは

厚木市市民協働推進条例では、「市民協働のまちづくり」を進めるため、市民協働提案事業や市民協働推進基金の設置、人材育成について定めています。

市民協働事業提案制度は、高齢者の居場所づくり等、市民の皆さんが日頃感じている公益的な課題に対して、市民活動団体と厚木市がそれぞれ事業を提案し、協働することで、より効果的な解決を目指すという仕組みです。

具体的な取組例

1.市民参加型外部評価の実施（第15条、第18条）

今後の予算編成や効果的な行政運営に活かすために、市の事業を市民の立場で評価する外部評価を実施しました。



2.緊急時における危機管理（第20条）

災害などの緊急時に市民の皆さんを守るため、警察などの関係機関や近隣市町村との連携、各種訓練の実施、地域防災計画の見直しなど総合的な対策を講じています。

③総合計画の着実な推進

総合計画は、厚木市のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となるものです。

自治基本条例では、総合計画を様々な計画や取組のもととなる最上位計画として策定することを規定しています。また、市民参加・市民協働によるまちづくりを推進していくためのルールを明確にしています。

こうしたルールのもと、総合計画「あつぎ元気プラン」（平成21～32年度）に基づき、市民の皆さんの声を反映し、福祉・教育・環境・産業などに関する取組をさらに充実させるとともに、取組の成果が出ているかチェックしながら、より暮らしやすいまちづくりを進めています。

④広域連携及び交流

まちづくりを進めていく中で、厚木市が単独で解決することが困難な課題もあります。

そのような課題に対しては、国や県、近隣の市町村などと連携・協力して取り組むことが重要となります。

また、国際化が進む現在では、国内だけではなく、海外の都市とも、様々な形で交流を行っていく必要があります。

⑤独自の課題への対策

地域によって抱える課題は様々で、その解決方法もそれぞれの地域で考えていかななくてはなりません。

現在、地域ごとの課題の解決や政策を推進するために、国の定めた法律を適切に解釈運用し、あるいはその地域独自の条例を制定し、課題解決を図る「政策法務」の充実が求められています（第24条）。

厚木市では、厚木市の抱える課題を解決するため、厚木市自転車安全利用促進条例をはじめとした10の条例を制定するなど、まちづくりの課題解決に取り組んでいます。

具体的な取組例

1. 議会の議決（第15条第2項）

自治基本条例において、厚木市が目指す将来都市像とそれを実現するための目標を定める基本構想を策定する際は、市民を代表する機関である議会の議決を要するものとしています。

2. 施策評価の実施（第18条）

「あつぎ元気プラン」の目標に対する達成状況などを検証する「施策評価」を実施し、市民満足度の更なる向上や効果的・効率的な行政運営につなげています。



具体的な取組例

1. 県央相模川サミットの開催（第37条第1項）

相模原、厚木、海老名、座間、愛川、清川の6市町村で相模川流域の各自治体の共通課題の解決や広域的な自治体連携を目的に開催しています。

2. 海外友好都市との交流（第37条第3項）

友好都市である韓国軍浦市へ高校生の訪問団を派遣するなど交流を深めています。



具体的な取組例

1. 客引き行為等防止条例の制定

本厚木駅周辺の環境改善を図るため平成26年4月に「厚木市客引き行為等防止条例」を施行しました。その結果、平成27年度厚木市民意識調査において「本厚木駅周辺の治安」が「改善したと思う」と回答した人の割合が、条例施行前である平成25年の調査結果と比較し23.1ポイント増加し、55.4%となりました。

2. 専門委員（政策法務調査）の活用

条例、規則などを制定する際には、より効果的なものとなるよう政策法務の専門家である専門委員の助言等を得て内容を検討しています。また、専門委員による政策法務研修の実施により、市職員の政策法務能力の向上を図っています。

自治基本条例はこれからどうなるの？



「自治基本条例のこれから」
について教えて欲しいな？

あゆコロちゃんからの質問 その3

自治基本条例の考え方をどのように広め、展開していくのか。自治基本条例のこれから」を考えるためのポイントは次の3つです。

- ポイント1 自治基本条例は正しく運用されているか
- ポイント2 自治基本条例は正しい内容となっているか
- ポイント3 市民協働型の地域自治の推進

この3つのポイントについて、詳しく見ていきましょう。

①自治基本条例は正しく運用されているか 市民参加による運用状況の点検

自治基本条例の考え方を実現していくためには、条例に規定されている内容がしっかりと行われているか、定期的にチェックをしていく必要があります。

そこで、大学教授、自治会・ボランティア団体・商工会議所の役員、公募による市民で構成される自治基本条例推進委員会では、自治基本条例の運用状況の点検を毎年行っています。

市では、この点検結果をしっかりと受け止め、行政運営に着実に反映させ、自治基本条例の適正な運用に取り組んでいます。

③市民協働型の地域自治の推進 地区市民自治推進組織について

現在、地域を取り巻く環境は、人々の価値観の多様化等による地域の連帯意識の希薄化、超高齢化及び少子化による地域の運営の担い手不足等が課題となっています。一方で、市民ニーズは多様化し、行政主導による均一的な住民サービスでは、今後対応が困難になる恐れがあります。

そうしたことから、自治基本条例では、行政主導による画一的な地域活動の展開ではなく、地域に必要な活動を、市民が自ら考え解決に向け、行動していく仕組みとして、「地区市民自治推進組織」の設置及び支援について規定しています。

平成29年度には市内の6地区を「地区市民自治推進組織」のモデル地区として選定しました。活動状況の検証を行いながら市民協働型の地域自治を推進していきます。

②自治基本条例が正しい内容となっているか 自治基本条例の見直し

自治基本条例の趣旨にのっとり、まちづくりを進めていくことが求められている以上、条例の内容が時代遅れになっては困ります。

そうしたことから、常に、厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握することにより、この自治基本条例をその時代にふさわしいものとしておくために、厚木市自治基本条例第39条では、「4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行う」ことが定められています。

平成30年度に見直しを行います

平成22年から4年が経過する平成26年に一度目の見直しを行いました。

そして、更に4年が経過する平成30年には、2回目の見直しを予定しています。

市民の皆さんからの意見をお聴きし、自治基本条例がより市民の皆さんが共有できるまちづくりのルールとなるように、見直しを行っていきます。

見直し＝総点検

自治基本条例の見直しは、規定内容に不足等がないか、社会情勢など市を取り巻く様々な環境に適合しているかなどの視点により、自治基本条例の内容を点検するものです。



8 厚木市自治基本条例の見直し（総点検）の結果 （平成30年12月）

1 見直し（総点検）の趣旨

自治基本条例は、本市の自治の確立を目的に制定し、本市において最も尊重すべき条例に位置付けられています。また、市民自治を進めるための基本的なルールとして、市民の皆様にとって最も身近な条例でもあります。こうしたことから、自治基本条例の内容は、その時代や社会情勢に即したものであるとともに、その規定内容が分かりやすいものであることが求められます。

このことを担保するため、自治基本条例第39条第1項では「市長は、（中略）4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行う」ことを規定しています。

2 見直し（総点検）の検討経過

自治基本条例は、市民参加と市民協働など市民自治を進めるための条例でもあることから、自治基本条例第39条第2項では市民参加による見直しを規定しています。

平成22年の自治基本条例制定から8年が経過し、この間には、東日本大震災を始めとした大災害の発生、差別や偏見といった人権問題、人口減少による社会構造の変化等私たちの生活にまで影響を及ぼす新たな課題が生じています。

市ではこれらの社会経済環境の変化を踏まえ、現在においても自治基本条例が本市の最も尊重すべき条例としてふさわしい内容となっているか見直し（総点検）を行うため、あらかじめ課題を抽出しました。そして、その結果を「厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針」（以下、「見直しの方針」といいます。）として取りまとめ、市民参加により市民の皆様から御意見を聴きながら、改正の可否等を検討しました。

なお、市民アンケート調査では、自治基本条例の認知度について「条例を全く読んだことがない」と回答した人の割合が58.3%となり、市民参加については「市民参加手続を利用したことがない」と回答した人の割合が81.6%、また利用しない理由は「市民参加手続自体を知らないから」という回答が最も多いという結果となりました。

このような結果をしっかりと受け止め、広報あつぎや市ホームページ等を活用し、これまで以上に条例の趣旨を市民の皆様にご理解いただくよう創意工夫し、市民の皆様がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。

○ 見直しの検討経過

平成30年6月15日 から7月8日まで	厚木市自治基本条例に関する市民アンケート調査の実施（対象者1,595人）
平成30年7月21日	意見交換会開催（参加者3人）
平成30年7月	「見直しの方針」の策定
平成30年7月24日	自治基本条例推進委員会（以下、「推進委員会」といいます。）に自治基本条例の見直しについて諮問
平成30年7月24日及び 31日	「推進委員会」による自治基本条例の見直しの審議（2回）
平成30年9月	「推進委員会」から答申
平成30年11月1日 から12月3日まで	厚木市自治基本条例の見直し（総点検）の結果（案）に対するパブリックコメントの実施（意見等0件）

○ 市民アンケート調査の結果

自治基本条例の見直し（総点検）を行うに当たり、規定の改正の要否等に関する市民の皆様の意識を把握するため、市民アンケート調査を実施するとともに、この調査結果を踏まえて「推進委員会」で御審議いただきました。

なお、調査結果の詳細は市ホームページ及び市政情報コーナーで公表しています。

実施期間	平成30年6月15日～平成30年7月8日
調査対象者数	1,595人
回答者数と回収率	417人（回収率：26.1%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治基本条例の認知度 2 市民参加について 3 市民協働について 4 自治基本条例の見直しの要否
調査結果の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治基本条例の認知度については、全く読んだことがないと回答した人の割合が58.3%となった。 2 市民参加については、市民参加手続を利用したことがない人の割合が81.6%となり、利用しない理由としては「市民参加手続自体を知らないから」という理由が最も多かった。 3 市民協働の状況については、日頃行っている市民協働に関する活動としては、「お住いの地域で自治会などの活動に参加している。」と回答した人が最も多かった。 4 自治基本条例の行政運営に関する規定のうち、特に重要だと思うものについては、「非常時の危機管理（第20条）」が最も多く、「健全な財政運営（第19条）」が次に多かった。 5 自治基本条例の条文や運用について、見直すべき点があるか否かについては、「第8条に障害者を持つ家族や本人に対する箇所を入れてほしい。」「第20条の第2項は道徳的な内容を義務化する条文となっているので、廃止するか、表現を変えるべきだと思う。」といった理由から10.8%の人が見直すべき点がある」と回答した一方で、74.1%の人が見直すべき点はない」と回答した。

3 見直し（総点検）の視点

自治基本条例の見直しに当たっては、毎年行っている条例の運用状況の点検評価及び前回の見直しとの継続性を考慮し、平成26年度の見直しと同様に、次の視点に基づいて運用状況の評価及び規定の見直しについて検討しました。

(1) 運用状況の評価の視点

- ア 適正かつ十分な運用が図られているか。
- イ 自治基本条例施行後の行政運営上の成果は上げられているか。

(2) 規定の見直しの視点

- ア 自治基本条例検討時の市民会議による議論などを踏まえた立法趣旨に沿わない運用がなされている規定はないか。
- イ 自治の主体（市民、議会及び市長等）の権利、役割、責務等が十分な内容となっているか。
- ウ 自治基本条例の規定に基づき行われている行政運営の手法が現在の社会経済環境に適した内容となっているか。
- エ 自治基本条例に新たに設けるべき事項はないか。

4 自治基本条例の運用状況の評価

自治基本条例の運用については、毎年度、「推進委員会」による運用状況の点検結果を踏まえ、行政運営の改善や制度づくりを行うなど、自治基本条例に基づく取組を進めてきました。

その結果、平成28年度の取組に対する評価は全て「妥当（市が行うべきことが実施されており、かつ、その方法や内容が適切である。）」と評価されました。このことは、制定以降、市が行ってきた自治基本条例の趣旨を実現するための取組によって、適切な行政運営や市民参加、市民協働によるまちづくりの推進が図られたといえ、一定の成果を得られているものと考えます。

5 自治基本条例の見直し（総点検）の結果

今回の見直し（総点検）では、3で示した視点に基づき、規定内容が現在の社会経済環境に適した内容となっているか、自治基本条例に新たに設けるべき事項はないか等について、市民の皆様からの御意見を参考に規定の改正の要否について検討しました。

自治基本条例の制定から8年が経過する中で社会経済環境は刻々と変化しているものの、自治基本条例の根幹である3つの基本理念及び5つの基本原則については、それを変えるべき大きな理由は生じていません。

また、基本理念及び基本原則を実現するために規定されている各条項については、これまでの運用の中で規定内容に関する問題や課題も生じていません。

このような現状を踏まえ「見直しの方針」を取りまとめ、市民自治の更なる推進のために特に検討すべきものとして3つの規定を取り上げて「推進委員会」へ諮問を行い、改正の要否について検討しました。しかしながら、規定を改正することの効果がそれほど大きくなく運用により適切に事務処理を行うことができること、規定を改正することによる運用への影響が不透明であること、自治の基本理念及び基本原則に密接に関わる規定については安易に改正することは望ましくないことといった理由から、今回の見直し(総点検)では、自治基本条例の改正は行わないこととしました。

なお、見直しを審議した推進委員会での議論の中で、市民自治を更に推進するために積極的に取り組むべき事項について御意見を頂きましたので、今後の取組の参考とするとともに、答申内容及び見直し結果を踏まえ、逐条解説の内容を改め、今後の自治基本条例の運用の更なる充実を図り、自治基本条例の実効性を高めていきます。

各規定に関する見直し(総点検)の結果は次ページからの表のとおりです。

○「見直しの方針」で見直しを検討するものとした規定

第20条関係：危機管理	
見直しの方針	見直し（総点検）の結果
<p>現行の規定においては、市長等の責務については事前の対策についてのみ規定している。</p> <p>東日本大震災等の大規模災害が頻発しているため、非常時における市長等の責務について、別途新たに規定する必要があるか検討する。</p>	<p>非常時においては、市民の皆様様の生命及び財産を守るため、事前に定めた計画や関係機関との連携を着実に実行していくことが市長等の最大の使命です。</p> <p>その使命を確実に果たすためには、平時において考えられる限りの対策を講じておくことが重要であり、常に各種計画の見直しや関係機関との連絡調整を図り、万全の態勢を敷いておくことが必要です。</p> <p>こうした考えの下、推進委員会からの答申を踏まえ、危機管理に対する市長等の責務について検討した結果、<u>非常事態については、自然災害、感染症の流行、テロ事件といった事案ごとに対応が異なり、自治基本条例に新たに条文を加えるとしても、それぞれの事案発生時における市長等の責務を詳細に規定することは現実的ではなく、現行の規定と大差のない内容となることが懸念されることから、本条については規定の改正は行わないものとします。</u></p> <p>答申に示されたように、発災前、発災時及び発災後における市民の皆様と市長等の責務については、危機管理事案の態様に応じた各種計画等の策定を始めた取組全般において、本条の趣旨を盛り込むことで、市民の皆様と共有を図っていきます。</p>
推進委員会からの答申	
<p>危機管理については、現状において包括的に規定されているため、規定の改正をする必要はないものと考えます。</p> <p>もっとも、近年、東日本大震災等の大規模災害が多く発生していることから、今後地域防災計画等の危機管理に関する計画等を策定あるいは改定する際には、市長等及び市民の責務について、事前、発生時及び事後の段階毎に示すことで、本条の趣旨をより実効性のあるものとなるよう検討されたい。</p>	

第31条関係：審議会等の運営

見直しの方針	見直し（総点検）の結果
<p>「附属機関に類する機関」については、近年、条例設置すべきであるという下級審裁判例が複数出ている状況を踏まえ、条例設置の附属機関とする見直しを行った。</p> <p>これにより、「附属機関に類する機関」については、本市の執行機関には存在しないことから、本規定の文言等について見直しをする必要がある。</p>	<p>これまで、本市では、特定の事項について審議等するため法律又は条例で設置された会議体を附属機関と、附属機関と同様の役割を担いながら要綱等で設置された会議体を「附属機関に類する機関」として運営してきました。「附属機関に類する機関」については、委員を公募で募り、市民の皆様の御意見をお聴きする市民参加を目的に設置されたものがその多くを占めていましたが、下級審裁判例を機に附属機関とすべきものは条例を根拠とする等の整理を行いました。</p>
<p>推進委員会からの答申</p>	
<p>「附属機関に類する機関」については、規定からの削除あるいは文言の変更をすることによる、市民会議やワークショップ等市政に対して市民から意見を聴取する手法への影響について再度精査した上で、改めて改正の要否について検討されたい。</p>	<p>一方、「参加と協働の原則」を規定する自治基本条例に基づき、積極的な市民参加を推進していく中で、市民参加の手法については、今後これまでは無かった新たな手法が用いられるようになることも想定されます。そのような手法の中には、<u>意見の聴取方法、会議等の運営方法によっては附属機関として明確に位置付けることができない会議体の設置が必要となる可能性もあり、本条を改正することにより、本市の市民参加制度の運用に何らかの影響を及ぼすことも考えられます。</u></p> <p><u>こうした状況や推進委員会からの答申を踏まえ、本条の見直しについて検討した結果、市民参加制度の運用への影響が不明な中で規定を改正することは望ましくないものと判断し、現時点では本条については規定の改正は行わないものとします。</u></p>

第40条関係：自治基本条例の改正

見直しの方針	見直し（総点検）の結果
<p>現在の規定は、改正内容を問わず「制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない」と規定されている。</p> <p>もともと、規定内容がその時代に即したものであるためには、規定の趣旨が変わらない軽微な改正については、通常の条例改正と同様の手続で行えるように見直しをする必要がある。</p>	<p>自治基本条例は、本市の自治を推進する上で最も尊重すべき条例であり、自治の主体である市民の皆様、議会及び市長等が共有するまちづくりのよりどころでもあります。そのため、自治基本条例を改正する際には、多くの市民の皆様の御意見を反映させる必要があります</p> <p>自治基本条例を改正する必要があると想定される場合としては、法令等で規定された用語（例：附属機関）が別の用語に改正されたとき、自治基本条例上の用語も機械的に置き換えることとなり、軽微な改正として市民の皆様の御意見をお聴きする対象になり得ません。一方で、子どもの権利について、仮に子どもの権利条約が改正されて新たな権利が加えられたとしても、自治基本条例に同じ権利を加えることは機械的な改正とはいえ、改正する場合には市民参加手続を経る必要があると考えます。このように自治基本条例の改正についても様々な類型が想定されます。</p>
<p>推進委員会からの答申</p>	
<p>自治基本条例の改正をする際の市民参加の手法について規定する本条は、第2条の趣旨を手続面から担保するための規定であることから、改正の必要はないものと考ええる。</p> <p>なお、自治基本条例の改正に当たっては、改正内容に応じて、よりふさわしい手法により市民参加の機会を設けることが重要であると考えます。</p>	<p>こうした考えの下、推進委員会からの答申を踏まえ、自治基本条例を改正する際の市民参加について検討した結果、推進委員会からの答申にもあるように、<u>本条は、自治基本条例が本市で最も尊重すべき条例であることを担保するための規定であることから、安易に改正することは望ましくないこと、市民参加の手法については、制定時と全く同じ過程を経なければならないということではなく、改正の内容に応じ、また、その時々々の社会情勢にふさわしい市民参加の手法を用いればよいことから、改正の類型について個別に規定する必要はないものと判断し、本条の改正は行わないものとします。</u></p>

○ 「見直しの方針」等で逐条解説の見直しをするものとした規定

第2条関係：自治基本条例の位置付け	
現在の逐条解説	見直し（総点検）の結果
<p>・第2項 第1項で最も尊重すべき条例と位置付けたことに伴い、この自治基本条例以外の条例、規則等の制定、改正、廃止及び運用に当たっては、この自治基本条例の趣旨にのっとり、整合を図らなければならないことを定めています。</p>	<p>より分かりやすい解説とするため、条例等の制定または改廃に際してどのように自治基本条例との整合を図るのかについて逐条解説を改めます。</p>

第25条：行政手続	
現在の逐条解説	見直し（総点検）の結果
<p>市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続について、あらかじめ明確なルールを設け、市民に示した上で、適正に行わなければならないことを定めています。この規定は、厚木市行政手続条例の根拠ともなる規定です。 (以下略)</p>	<p>行政手続法が改正されたことから、同法の改正内容を踏まえて、「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」などの新たな仕組みについて逐条解説に加えます。</p>

第27条：行政処分等に対する不服への対処	
現在の逐条解説	見直し（総点検）の結果
<p>行政処分等に対して不服がある市民の申出があった場合に、迅速かつ適正に対処するために必要な措置を講ずることを定めています。 (以下略)</p>	<p>行政不服審査法が改正されたことから、同法の改正内容を踏まえて行政不服審査制度について逐条解説に加えます。</p>

○ 推進委員会からの答申で逐条解説の改正を検討すべきとされた項目

第8条関係：子どもの権利、責務等	
推進委員会からの答申	見直し（総点検）の結果
<p>市民の責務を負う子どもの範囲及び責務の具体的な内容が明確ではない。規定の対象となる子どもが読んでも理解しやすいものとなるよう、逐条解説の改正を検討されたい。</p> <p>また、第1項で規定する子どもの権利と第2項で規定する子どもの責務は相対する内容となっていない。第1項は第2項よりも、子どもの権利を守るための環境整備について大人が負うべき責務について規定する第3項との関係性が深いといえる。そういったことから、本条項以外に規定の改正をする際には、第2項と第3項の順序を入れ替えることも併せて検討されたい。</p>	<p>市民自治の確立のためには、将来にわたって継続してまちづくりの担い手を育成することが重要です。そうしたことから、将来に備えて子どもも市民の責務を負うこと及び大人にそのための環境整備を行うことを義務付ける本条は自治基本条例の根幹をなす規定であるといえ、本条については規定の改正は必要ないものと考えます。</p> <p>なお、本条の趣旨を市民の皆様により分かりやすく伝える必要があることから逐条解説を改めます。</p>

その他：人権に関する社会環境の変化について	
推進委員会からの答申	見直し（総点検）の結果
<p>自治基本条例が制定されてから8年が経過する中で、人権を取り巻く社会状況の変化として、性的少数者を表すLGBTという概念や、社会が多様性を受容するダイバーシティという概念が社会的に認知されてきている。</p> <p>自治基本条例の規定そのものに、このような文言を規定することまでは必要ないが、市民自治の原則に基づき多様な市民がまちづくりに参加するために留意すべき考え方であるため、逐条解説で言及することを検討されたい。</p>	<p>基本的人権の尊重については、日本国憲法第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定されていることと同様に、自治基本条例前文の第2段落で「個人として尊重され」と規定しています。厚木市の自治を推進する上で、人権を尊重することは最も基本的な考え方ですが、人権を取り巻く社会環境は時代によって変化することも事実です。そうしたことを踏まえて、市民の権利について規定する第5条等、人権に関わる規定の逐条解説について、近年の動向を踏まえて改めます。</p>

9 厚木市自治基本条例の見直し（総点検）の結果 （令和4年12月）

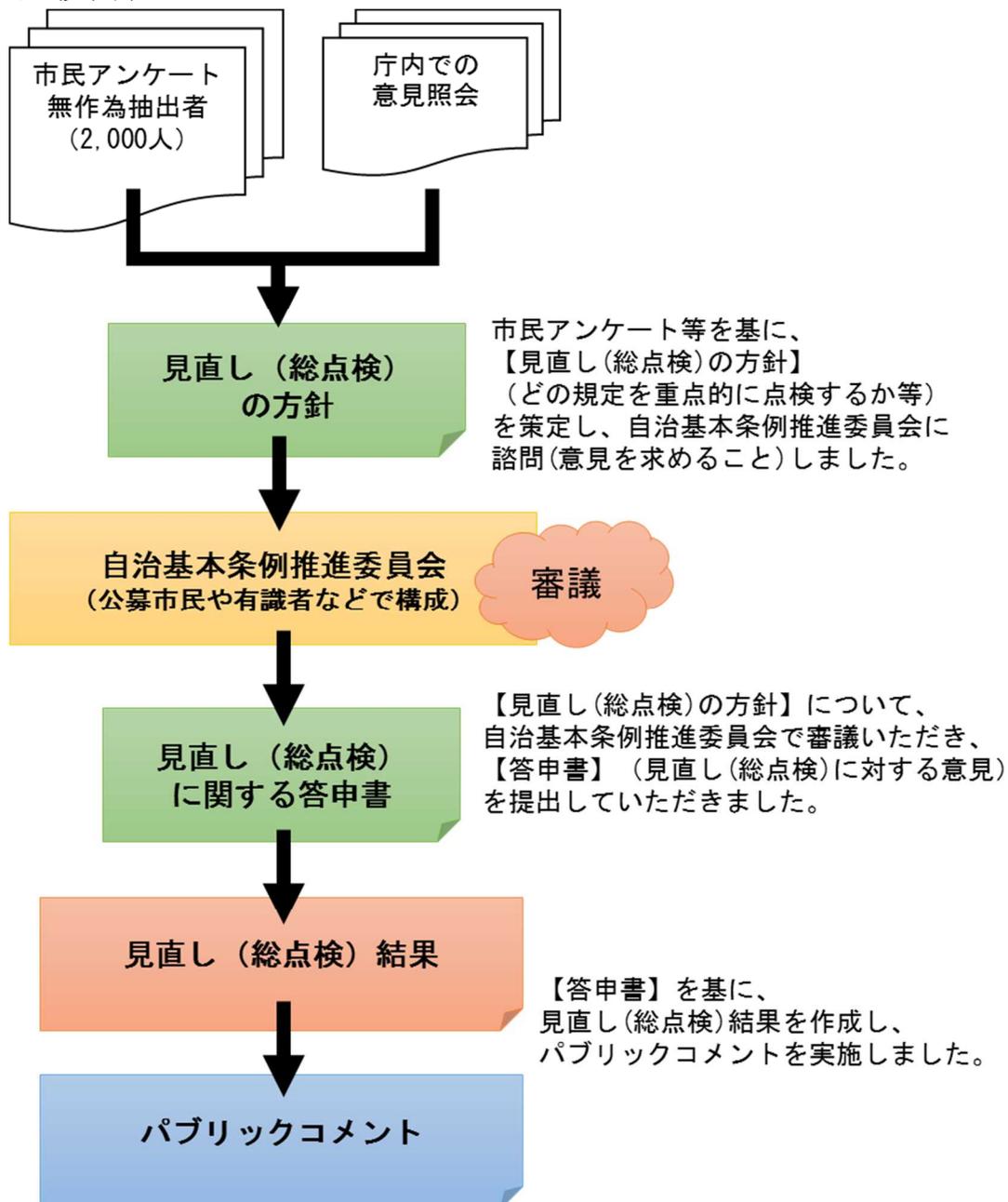
1 見直し（総点検）の趣旨

自治基本条例は、厚木市の特色をいかしたまちづくりを行うためのルールとして、厚木市の自治を推進する上で「最も尊重すべき条例」として位置付けています。

そのため、常に厚木市を取り巻く社会情勢をとらえ、市民ニーズを確実に把握し、この条例をその時代に適応しておくことが求められており、条例第 39 条第 1 項では、「市長は、（中略）4 年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行う」と規定しています。

2 見直し（総点検）の検討経過等

(1) 検討経過



(2) 市民アンケート調査結果概要

ア 紙アンケート

- (ア) 対象者 市内 18 歳以上の方 2,000 人（無作為抽出）
- (イ) 期 間 令和 4 年 4 月 5 日（火）～22 日（金）
- (ウ) 回答数 489 件（24.5%）

イ インターネットアンケート

- (ア) 期 間 令和 4 年 4 月 5 日（火）～22 日（金）
- (イ) 回答数 2 件

(3) 自治基本条例推進委員会での審議及び答申（令和 4 年 5 月～8 月）

「規定内容の時代や社会情勢との乖離(かいり)の有無」、「新たに設けるべき規定はないか」などに留意して検討と審議を重ね、その結果を市に答申しました。

なお、審議に当たっては、前回の見直し後、4 年間行ってきた自治基本条例の運用状況の点検結果と併せて、自治基本条例制定当時の考え方や、前回の見直し結果を確認するとともに、市が行った市民アンケート調査の実施結果、庁内で行った意見照会の結果を参考に議論を進めました。

ア 自治基本条例の運用状況について

市は毎年度の点検及び評価結果を受けて改善に取り組み、その結果として概ね良好に運用されており、当委員会として特段の意見を付すような条文はありませんでした。

イ 自治基本条例の規定内容について

市から特に意見を求められた 5 つの条文については改正をする必要がないものとした一方で、社会情勢の変化に対応するよう逐条解説の内容を変更する必要があるものがありました。

(4) パブリックコメントの結果

- ア 実施期間 令和 4 年 10 月 15 日(土)から 11 月 15 日(火)まで
- イ 意見をいただいた人数 1 人
- ウ 意見の件数 1 件
- エ 案に反映した意見の数 0 件

3 見直し（総点検）結果

市民アンケート調査の実施結果、自治基本条例推進委員会からの答申等を受け、今回の見直し（総点検）については次のとおりとしました。

(1) 規定は、全て改正不要と判断しました。

主な理由

・条例の制定時に比べ、社会情勢の変化はあるが、現行の規定で十分網羅されているため。

(2) 逐条解説は、9つの規定で文言整理等による改訂が必要と判断しました。

厚木市自治基本条例逐条解説 資料編

平成31年3月 発行
令和5年4月 改定

編 集 厚木市協働安全部市民協働推進課
発 行 厚木市
神奈川県厚木市中町三丁目17番17号
〒243-8511 電話 (046) 223-1511 (代表)
